

第六十三回 参議院 外務委員会 會議録第七号

昭和四十五年四月十四日(火曜日)
午前十時十四分開会

委員の異動

四月七日 補欠選任
野坂 参三君

四月十四日 補欠選任
岩間 正男君

高橋 衛君

出席者は左のとおり。

委員長 長谷川 仁君

理事 石原慎太郎君
増原 恵吉君
森 元治郎君

委員 岩間 道行君
杉原 荒太君
廣瀬 久忠君
山本 利壽君
小野 明君
加藤シヅエ君
西村 関一君
白木義一郎君

委員 愛知 揆一君

外務大臣 竹内 黎一君

外務政務次官 遠藤 又雄君

外務大臣官房領事移住部長 有田 主輔君

外務省欧亜局長 井川 克一君

外務省条約局長 西堀 正弘君

外務省国際連台局長

大蔵大臣官房審議官 高木 文雄君
事務局側 常任委員会専門員 瓜生 復男君

説明員 外務省アジア局 伊達 宗起君
北東アジア課長 山崎 敏夫君
外務省条約局外務参事官

本日の會議に付した案件

○所得に対する租税に関する二重課税の回避のため

の日本国とザンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため

の日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國際情勢等に関する調査(國際情勢に関する件)

○委員長(長谷川仁君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。去る七日、岩間正男君が委員を辞任され、その補欠として野坂参三君が選任されました。

○委員長(長谷川仁君) 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とザンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件
以上二案件を便宜一括して議題といたします。
二案件につきましましては、去る三月二十四日提案理由の説明を聴取しておりますので、これより補足説明を聴取いたします。

○説明員(山崎敏夫君) わが国とザンビア及び韓国との間の租税条約につきましまして補足説明を申し上げます。

最初に、ザンビアとの間の租税条約は、提案理由でも御説明申し上げましたとおり、OECDモデル条約に近いものであります。この国との場合には、ザンビアが發展途上国であるということ

を考慮いたしまして、ザンビアにおいて納付された租税をわが国において控除するにあつて、ザンビアで産業育成のために認められる租税の減額または免除措置を考慮に入れるという、いわゆる

みなし税額控除を行なうこととしております。このザンビアとの租税条約締結交渉はザンビア側の申し入れによつて行なわれたものであります。が、

同国が特にわが国にこの条約の締結を申し入れた背景には、独立後、旧宗主国でありました英国以外の国との経済関係を強化したいという考え

がありまして、特に最近経済成長の著しいわが国を重視いたしまして、今後のわが国からの企業進出等に期待を寄せているという事情があつたやうであります。なお、ザンビアとの租税条約は、わ

が国がアフリカの国と結びます最初の租税条約であるという意味においても非常に意義のあるものと考えます。

次に、韓国との租税条約につきましまして簡単に交渉の経緯について御説明申し上げます。

韓国は、昭和三十九年の末に、日本の商社に対して高額の法人税及び営業税を課すことにな

りまして、これが発端となつていわゆる商社の課税問題が両国間の懸案の一つとなつたわけであり

ます。政府は、この問題を解決するために、韓国側に対しまして、税務当局の一方的な認定による課税を行なわずに、実態に即した課税を行なうよう

に再三申し入れました。そうして、今後、より長期的な観点から租税条約の締結交渉をすみやかに開始したいというふうな提案いたしました。その結果、先方もようやくこの交渉に応ずることになりまして、昭和四十二年六月に第一回の条約交渉が行なわれたわけでありました。交渉は、いろいろ現実の課税問題があつたことや、あるいは、韓国側がまだ租税条約を締結した経験がないということもありまして、かなり難航いたしました。が、

結局、前後八回にわたる交渉のうちに、昨年八月の第三回の定期閣僚會議の際に実質的に合意を見

たものであります。韓国との租税条約につきましましては、わが国が最初に結びました租税条約であります日米租税条約と同じように、事業所得の課税につきましましていわゆる総括主義またはエンタアイ方式という方式を採用しておりますことや、あるいはザンビアとの租税条約と同様に、いわゆるみなし税額控除の規定を持っております点で、OECDモデル条約とは若干異なっております。しかし、他方、國際運輸所得の相互免税としておる点や、あるいは利子配当及び使用料につきましまして限度税率——具体的に申しますと、一二%をこえない税率でございますが——この限度税率を設けております点では、OECDモデル条約と同じ考え方

に立つております。

ここで、御参考までに日本と韓国との間の最近の經濟交流の数字を若干申し上げますと、企業進出につきましましては四十四年三月——昨年の三月現在で、わが国から韓国への現地法人は四、支店は三、駐在員事務所は三十五となつております。ただ

し、その後現地法人は急にふえまして、現在のところでは二十一となっております。他方、韓国側からわが国へは支店が八つ出てきております。船舶につきましては、昭和四十三年度でわが国から三百六十便、先方から七十二便。航空機は羽田―京城、大阪―京城、釜山―福岡間の三路線がありまして、現在わが国から週十六便、先方からは週二十便の乗り入れが行なわれております。さらに貿易につきましては、昭和四十四年暦年において、日本からの輸出が約七億六千七百万ドル、韓国からわが国への輸入が約一億三千四百百万ドルとなっております。

以上をもって補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(長谷川仁君) 以上をもって二案件の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○西村関一君 たいだいま補足説明がございましたこの条約、先方からの申し入れによって交渉が行なわれたということですが、現在わが国とザンビアとの経済交流というものは非常に微小なものである。銅を年間約一億数千万ドル輸入している点は別として、わが国からの企業進出がほとんどなされてない。投資所得はゼロである。こういう、経済関係があまり盛んでない状態にあるザンビアに対して今回条約を締結する必要性がどこにあったかという点が一点。

それから第二点は、本来ならば経済関係の発展が先行し、あるいは近い将来その見込みがあるという場合に、課税関係を明確にする必要があるというところで租税条約を結ぶのが普通であるが、現在のようなザンビアとの経済関係を背景として条約を結んでも、将来経済関係が盛んになったときには、この条約では適用しないような事態が起らないとも限らない。そういう場合にあらためて新しい条約を結ぶ必要が生ずるという可能性はないのかどうかということが第二点。

第三点は、先週この委員会において審議し本院

において可決されましたマレイシアとの租税協定は、旧条約がOECDのつとめたものであつてマレイシアには過酷であつたということで、マレイシアの課税権をある程度手直しをした、そういうものであります。ザンビアとの条約もきわめてOECDモデルに準じておるということには、いまだ参事官が言われたとおりであります。現実には、ザンビアとの経済関係が盛んになったときにザンビアにとつてこの条約が酷であるという状態になるおそれはないのかどうか。

その三点についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) この日本とザンビアの関係というのは、ただいまいろいろ御説明を申し上げたとおりでありますけれども、いまのところは、昨年のたといは輸出額で言へば、こちらは二千万ドルでザンビアからの輸入額は二億九千万ドル。ところが、日本の立場から言へば、たとえは銅といふものが非常に日本としては期待したい物資でございます。そういう意味で特殊の関係があるということが言えるのではないかと思ひます。

それから、ザンビアからは、これも御説明したかとも思ひますけれども、五年ほど前に経済使節団が参りまして、そのときに貿易協定が締結された。それから一方、ザンビアとしては英連邦の特恵税率を含む四段階の関税制度を一本化したわけでございます。こういう点が、わが国の一九六六年以来対ザンビアの輸出の条件がよくなったというようなことから、やはりわが国とザンビアとの間の経済関係というものは、現状はともかくとして、将来に相当の伸びを期待したい。同時に、先方からも、この種の希望がしばらく前から非常に熱心に行なわれてきたというところから、この条約の締結は適当であると踏み切ったわけでございます。

それから、この二重課税の具体的な問題については、やはりこれからの行き方としては、せっかくOECDでモデル条約というものができており

ますから、各国との間では、大体OECDのモデル条約にできるだけ似た形のものをつくるということが、特殊の場合を除いては、適当ではないかと考えますので、いまから見込んでいるところでは、これを少なくとも近い将来に修正するところのような必要性は起こつてこないという判断に立っているわけでありまして、マレイシアの例をおあげになりましてけれども、ザンビアその他、今回の国会にも二重課税の条約の御審議を数件お願いしているわけでございますが、原則的にはこのOECDのモデルに従つてまいるのは原則にしたいというところで今回御審議を願つておるわけでござい

第一点は、五年ほど前に在韓日本商社が韓国政府から不当な課税を受けたというところで、いわゆる課税問題が起つたのでございまして。その後これはどういふふうな解決されたか。この問題が今回の租税条約でどのように解決されるとお考えになっておるか。

○西村関一君 もう一つお尋ねをしておきたいのですが、先ほど参事官の補足説明の中にもございまして、先方、本条約は先方の申し入れによつて交渉が行なわれた。しかも、アフリカ諸国―ブラツク・アフリカの最初のケースであるということ、その意味においては特異なケースだと思ふのでございまして、これに続くところのアフリカ諸国とのこの種の条約を結ぶという見通しはいまのところございせんですか。

○政府委員(高木文雄君) ごく最近に、このザンビアに非常に近接しておりますケニア、それからタンザニア、ウガンダ三国が、いずれも日本とこのザンビアとの協定の結果を見まして、やはり同様に租税協定を結びたいという、まだ非公式な形でございまして、申し入れを受けております。こちらといたしましては、寄り寄り、私どもといたしましては外務省と御相談をしておるといふところでございまして。

○西村関一君 続いて韓国との租税条約についてお尋ねをいたします。

府から不当な課税を受けたというところで、いわゆる課税問題が起つたのでございまして。その後これはどういふふうな解決されたか。この問題が今回の租税条約でどのように解決されるとお考えになっておるか。

○政府委員(高木文雄君) 新聞等でもかなり長い間報道されておりましたように、わが国の韓国における商社に対する課税問題というのが、昭和三十九年以來いろいろもめておつたわけでございます。どういふ点かともめておつたかという点をちょっと御紹介いたしますと、一つは、日本の商社の支店がたつきん韓国にございまして、その支店の所得について法人税なり所得税なりを韓国側が課する場合に、その支店が得ましたところの収入の面についてはあまり問題がないのでございすけれども、私どもの考えから言つて、経費をこの辺ぐらゐまで認めてくれて差額を所得と見てもいいじゃないかということに対して、いわば経費の認定が少しきつといひますから、なかなか認められない。たとえば、こちらから物を出しまして、韓国における支店でいろいろの経費がかかつておるのほうもございまして、こちらの本国でもいろいろのかかつておるわけでございますが、本国の経費もその所得の計算の際に見て、引いてもらわれないとぐあいが悪いわけですから、その見方が若干辛いといひますか、十分に引いてもらえないという点が一つございまして。それから、たとえば日本から品物を向こうへ輸出しまして、あるいはこちらでつくつて持つて行つて向こうへ据えつけるというふうな場合に、それから得たところの会社の所得は、いわば税法上の租税条約のときにも問題になるかといひますか、国際間でいつても問題になるんですが、その所得は、日本の国内で生まれてきた所得と韓国の中で生まれてきた所得と、いわゆる所得源泉が二つの国にまたがるわけでございますが、それをどこで線を切るかといふことについて、やはり若干辛いといひますか、

われわれ——われわれというよりは、商社として納得のいかなった点があるのをごさいます。それからもう一点は、帳簿書類を、こちらの帳簿書類をよく見てもらって、その帳簿書類に基づいて実査をして計算をしてはいいのでありますけれども、国内でもよく問題でございまして、一種の標準課税的な行き方というようにございまして、主としてその三点で、所得税につきまして、また法人税につきまして問題があったわけでございますが、その後何度も話し合いをいたしまして、徐々に理解を深めてもらった問題でもございまして、特にそういった点、他の国との租税条約とは違ひまして、今度の日本と韓国との租税条約では、かなり詳しく、いま申しましたあたりのところをどういう約束にしておこうかということを中心としてございまして、これで四、五年にわたりました問題はほとんど解決の道がみついた。

で、企業といたしましては、一体どういう税金がどういう計算でかけられるのかということが前もってわかっておれば、かりにそれが多少重いか軽いということがあっても、それは計算ができませんけれども、いままではそれがわからなかったものですから、非常に紛争があったわけでありまして、その点が明らかにしたわけでございます。

なおもう一点つけ加えさせていただきますが、ただいまのは所得税、法人税の問題でございまして、別に営業税の問題というのがございますけれども、これは日本でも向こうに試案を出して、いろいろ仕事をします場合に、先方の税法で、何と言いますか、物を、本店・支店の関係で、日本の本店から品物を全部支店が一ぺん買い取った感じでものを考えて、そうしてそれを売ると、仕切り売買だというふうに判断する場合と、単に口銭といひますか、支店は窓口になって手数料だけが支店に帰属するのだという考え方で営業税の税率が違ってくる、また課税標準が違ってくるというふうな問題がありまして、これも争いの種ではあったのでございまして、この辺は、実はこち

ら側が先方の税制なりあるいはもの考え方なりについて十分理解がなかったというふうなこともありまして、最近では関係商社とも、韓国側のもので考え方の方でよからうということについておりますので、このほうは、今度の協定というよりは、事実上の解決はすでに済んでおるといふ形でございます。

○西村閣一君　いままでの説明で大体わかったんですけれども、営業税につきましては、これはこの条約の二十条(3)でございまして、必要に応じて協議できるといふことになっております。これは別途どういう解決をはかるというお考えになっておられるのか。営業税については「必要に応じて」協議することができるといふことになっております。これはどういふことを意味するの。

○政府委員(高木文雄君)　営業税の問題は、三つに分けて御説明することがおわかりやすいかと思ひますが、一つは、例の請求権取引に関連する問題でございまして、これにつきましては、従来から法人税のほうは請求権協定の議定書で免税になっているのですけれども、営業税については請求権協定には何らの規定がなかったということから従来紛争があったのでございまして、このほうは、今回の条約の議定書に定めを置きまして、この条約が効力した後の取引については向こう側で営業税を課税しないということに今回の租税条約の議定書の中で規定をいたしております。それから、いわゆる民借取引というのがございまして、請求権取引に比べればはるかに民間ベースのものでございまして、これについてはやはり同じような紛争がございまして、これは韓国側が課税をして、韓国側がこれに対して課税することが不当であるといふことはどうも言えない筋のものであろう。民間でございまして、これは韓国側が課税をしてくるのもまあ筋の通った話であらう。ただこれまで紛争がありましたのは、ある時期から突然課税されたものですから、そこで予想外といひますか、予定外のことであつたといふのもめまし

て、これにつきましては、条約の議定書で、一九六七年以前の取引に關しましては免税扱いにする、それから、新しいものにつきましては、まあ事の性質にかんがみまして、課税されてもやむを得ないといふことに扱うことにいたしましたわけでございます。さて一番問題は、いまの請求権取引、民借取引以外の一般取引の場合に、営業税はこれからどうなっていくかということでございますが、その点につきましては、ただいま先生から御指摘ありましたように、条約の二十条に規定がございまして、相互に協議してやっていくということにきめられておるわけでございます。ただその場合に、当面何か協議しなければならぬような紛争があるかと申しますと、先ほど申しましたように、日本の商社の活動について仕切り売買である前提でのことを考えるか、ただコミッションといひますか、口銭を取るという、口銭だけが支店へ帰属するといふ形で課税を受けるかという問題の争いがあつたわけでございますけれども、その点は前者のほうでいってもやむなからうということと、各商社とも最近はそのいう前提で納めておりますので、今日ただいまの段階で一般取引について何か直ちに協議に入らなければならぬ問題は、ないと考えております。

○西村閣一君　次に、この条約によりまして、企業利得に対する課税、これは従来のわが国との条約例ではあまり見ないエンタティア方式をとる。その理由はどこにあるのですか。

○政府委員(高木文雄君)　事業所得の課税に關しまする租税条約のきめ方は、ただいま御指摘のございましたように、二つ考え方がありまして、いわゆるエンタティア方式という考え方——総括主義という考え方と、帰属主義と言つておりますが、アットリビュータブルという考え方と二つございまして、アットリビュータブルのほうが紛争が少ない、わかりやすいといふことで、最近わが国は各国と条約を結びます場合にはそういう考え方でいっております。OECDのモデル条約でもそのようなものをモデルとしておるわけでありま

すが、わが国が一番最初に租税条約を結びましたアメリカと日本との間ではいわゆるエンタティア方式になっております。今回、日本側が韓国側に租税協定を結ばうではないかという提案をいたしましたときに、まずそこあたりをどういふスタンスで話を進めていくか、当然こちら側はアットリビュータブル方式を望んだわけでございますが、韓国側は日本とアメリカとの条約を見まして、日本はアメリカとの間ではエンタティア方式でやっているじゃないか、そうだとすれば、日本が今度は韓国と結ぶ場合にエンタティア方式でやつかぬわけはないじゃないか、こういうことで、エンタティア方式を先方が希望したわけでございます。そこで、当方といたしましては、そこで議論をしておりますと実は入り口でなかなか奥に入れなくなりまして、かりにエンタティア方式であつても、その中の所得配分の問題とかあるいはいんな点について考え方が合理的であれば、エンタティア方式についてさらにこまかい点についての課税原則が満足すべき内容のものができれば、名前といたしまして、形式はエンタティア方式でもかまわないじゃないかといふことで議論を詰めていってわけでございますが、実はそのことに、その詰めることの作業にたいへん手間どりまして、条約の交渉に長くかつたわけでございますけれども、そうはいふものの、初めからアットリビュータブルでいこうではないかと言つておりました、入り口のところでなかなか交渉が進まなくなつてしまふものから、そういう形式をとつたものでありまして、そこで、結果から申しますと、非常に最後に両方の意見がうまく合つてまいりましたので、特に所得源泉についての詳細なルールをつくることのできましたので、エンタティア方式をとりましたけれども、たいへん当方として不利だとか先方が有利だといふことなしに、ほとんどのところで話し合いがついたと確信をいたしております。

○委員長(長谷川仁君)　委員の異動について御報

告いたします。

ただいま高橋衛君が委員を辞任され、岩動道行君が補欠として選任されました。

○西村閣一君 いまの御説明によりますと、エンタイプ方式にしたところでわが国の企業が影響を受ける、不利な取り扱いを受けるということはないという見通しでこのようにしたと、結果的にはそういうことですね。

○政府委員(高木文雄君) そのとおりでございます。

○西村閣一君 それから、船舶及び航空機の運輸利得に関する課税でございます。これは本条約におきましては登録地主義をとっている。これは企業主義と言われている課税のやり方をしないのでどうしてこの登録地主義をとることにしたか、その点お伺いしたいと思います。

○政府委員(高木文雄君) ただいま御指摘の船舶、航空機についての課税の原則として、企業体全部、たとえば日本の船会社なら船会社が持つております船が韓国へ行きましてそこで所得があがりました場合に、その船がどこに登録——といいますが、登録を持っておると、それは免除しようというところにするのが、まあ大体各国との間の常識といえますが、それが常例でございます。今回は、第一原則として、ただ、日本の船会社が持つておる船の全部ではなくて、日本に船籍があるか、韓国に船籍があるか、あるいは韓国が相互免除をやっている国、そこに船籍があるか、いずれかでなければ困るということになります。

たわいでございしますが、具体的には、実は韓国は非常にたくさん船と船舶、航空機についての相互免除をしているようでございまして、実質的に企業主義をとる場合とどこが違つかというところ、非常に明確なのは台湾の場合でございます。つまり、もし日本の船会社が船籍を台湾に持つておる船をもちましてそれで韓国のはうにそれを運航するという場合には、これは今回の条約、相互免除規定が適用にならぬということになります。

なぜそういうことが起こりましたかと申し上げますと、これは先ほど申しますように、韓国は非常に多くの国と相互免除協定を結んでおるのでございすけれども、どういうわけか台湾との間で協定ができていないというところでございまして、これは韓国側と台湾側とどちら側にもない事情があるか私どももつまびらかにしておりませんけれども、そういう事情がありまして、それで、もしわが国が、またわが国のはうに台湾に船籍を置く船を持つという点も現実的ではないのでございすけれども、この点で、韓国が免税しない国に登録されたものについては免除しないという希望が強く出たもので、当方としてはほとんど実害がないという前提で、先方さんがその点を非常に強く主張されるならばそこは譲歩いたしましたという形で、形式的には譲歩したかっこうになっております。

○西村閣一君 最後にもう一点だけお伺いしたいと思ひますが、日韓請求権及び経済協力協定に基づくところの無償三億ドル、有償二億ドル及び民間借款が当初三億ドル以上ということになっておったのでありますが、昭和四十二年の第一回日韓定期協議会の結果、二億ドル追加した。それはどういうふうな実施されているか、現状どういふふうになっているか。民間借款の中には船舶借款三千三百万ドル、漁業借款九千万ドル、これは一体どのように使われておるかどうかということをお伺いしておきたいと思ひます。

○説明員(伊達宗起君) 御説明申し上げます。

まず第一に、請求権協定に言っております二億ドルの有償の経済協力につきまして御説明申し上げます。現在、韓国側と協議いたしまして、こういう事業に融資をしようということ、日本側も一応金額をイママークと申しますか、コミットしたものが一億二千九百万ドル、それから、そのイママークいたしましたものの中で、すでにもう五年度に入っておりますが、それが実施に移されました、実際に政府から支払いが行なわれたもの、それが七千五百万ドルというのが有償の二億ドルに

ついでに、無償の経済協力三億ドルにつきましては、まず実施計画というものをつくっておりますが、その実施計画で現在までに両国政府間で合意されましたものが二億三千三百万ドル、その中で、これはまた認証という手続がございしますが、契約ができ上がりますと日本政府において認証いたします。その認証の額が一億一千万ドルという数字になっております。

次に、実際に実行されて政府が支払いしました額といひますのは、現在——この二月末現在でございすが——一億百万ドルというようになっております。以上が無償でございす。

民間の信用供与に關しましては、承認しました実績は、ことしの二月末現在におきまして、一般プラント類が三億五千一百百万ドル、漁業協力、これは漁船等の、沿岸漁業その他の漁業に対する信用供与でございすが、それは約二千四百万ドル。詳しく申し上げますと、一千九百四十四万ドルといふことになっております。その他船舶の輸出がございすが、これにつきましては、承認額は二千五百四十六万ドル。合計いたしまして三億九千六百百万ドルというのが現在の数字でございす。

以上でございす。

○委員(長谷川仁君) 他に御発言もなければ、二案件に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

○委員(長谷川仁君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより二案件について一括討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に御意見もないようでございすが、討論はないものと認めて御異議ございせんか。

○委員(長谷川仁君) 御異議ないものと認めます。

それでは、二案件につきまして順次採決を行な

います。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避のため日本国とザンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

を問題に供します。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(長谷川仁君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

速記とめて。

〔速記中止〕

○委員(長谷川仁君) 速記をつけて。

本案につきましては、去る三月二十四日提案理由の説明を聴取しておりますので、これより補足説明を聴取いたします。

遠藤領事移住部長。

○政府委員(遠藤又男君) 旅券法の一部を改正する法律案について補足説明をいたします。

現行の旅券は、一回渡航して帰ってくれば失効するといふゆるシングル旅券を主としておりますが、かかる旅券制度は世界に例がなく、渡航者に多大の不便を与えています。

このまま推移すれば、旅券を入手するのに多くの日数を要し、旅券行政も円滑を欠くに至ると思われまふ。

また、最近の国際的には渡航自由化の趨勢があり、国連主催の国際旅行観光会議やOECDの観光委員会等は、旅券は五年数次往復用旅券を原則とすべしと勧告しておりますし、世界各国の約半数、特に先進国においてはその大半がこの制度を採用しております。

しかしながら、他面において、無軌道な渡航者が増大していることも御承知のとおりでありますので、渡航の秩序を守る必要もございませう。

そこで、五年数次往復用旅券を大幅に採用して渡航者の便宜をはかるとともに、秩序ある旅券制度を守るため、罰則、返納規定整備等の最小限の整備をはかったものが今回の改正案であります。

なお、改正後において、わが国と承認関係のない地域への渡航については、運用面において善意をもって措置したいと考えております。

以上がこの法律案についての補足説明でございますが、御審議の上、すみやかに御採択いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(長谷川仁君) 以上をもって説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○西村閣一君 今般、旅券法が衆議院で可決されました際に、昨年同様、理事懇談会で確認されたことについて外務委員長から報告があり、その内

容も、旅券法の一部改正案はいずれの地域に対しても渡航の制限を目的にしたものではなく、かつ、いずれの地域に対する渡航の自由についても善意をもって措置する。昨年同様のことが再び確認されたことと承知しておるものであります。ただ一点新しいものとしたしましては、善意をもって措置するといふことは、相手方が入域を認める場合には、渡航手続の簡便化をはかりつつ善処することであるといふ点がつけ加えられております。そこで、「相手方が入域を認める場合には」ということでありますが、これは、すべて渡航を認めるというところであるならば問題はいきませんけれども、相手方が入域を認める場合には善処するといふことは、必ずしもすべての場合について渡航を認めるつもりではないといふふうにも、裏返せば、とれるのでございませう。相手方が入域を認める場合でも、どういふ場合はいけないのか、どういふ場合はよろしいのかという点についてお考えを聞かしていただきたいと思います。

○国務大臣(愛知揆一君) お答えいたします。この件につきましては、率直に申し上げて、いろいろの考え方があつては経過に堪へがみまして、衆議院においては四月八日に田中委員が委員会報告された、ここにあげられておることはそのまゝにお読み取りをいただきたいのでございまして、これにコメントすることは私としては非常にむづかしいわけでございませう。その間の事情を御了察いただきたいと思います。

○西村閣一君 外務大臣の立場もあり、衆議院の外務委員長から報告をされたということに対して、その文面のそのまゝを受け取つてもらいたい、こういうことでございませうが、それでは審議にならないと思つておる。審議の過程を経て衆議院においてはそういう委員長報告というものがされたと思つておる。内容にわたつてもう少し具体的に述べていただかないと、文面をそのまゝと言われたのでは、それはちょっと私としても、そのまゝそれでよろしいというわけにはまいらない

と思つておる。従来は、たとえば朝鮮民主主義人民共和国に対しては、国会議員及びその同行者という者たちに対しては旅券を出されておる。それから、商用、新聞記者、スポーツ関係といふような点については旅券が出されております。あとの技術者と芸術家等はケース・バイ・ケースで行なわれておるということでございますが、友好使節団の場合は大体において認められていなかったといふのが従来事例であつたと思つておる。そういう点に対して今度の改正案においては、「相手国が入域を認める場合において渡航手続の簡便化をはかりつつ善処する」といふことが言われておるのでございまして、また「善意をもって措置する」といふことが言われておるのでございませうが、従来とどういふ点がかわつてくるかといふふうな受け取つてよろしいのでしょうか、この点をもう少し伺つておきたいと思つておる。

○国務大臣(愛知揆一君) ごもつとも御質疑でございます。私がただいま申しましたのは、田中委員長の御発言について、これをもとにして政府として申し上げることは、文面どおりが読み上げられましたことを申し上げたわけでございませう。政府の考えているところを申し上げなければ御審議にならない、これはごもつとものことでございます。申すから、少しごくくもるかもしれませんが、申し上げたいと存じます。

実は、この旅券法は前国会において衆議院では可決されて審議が終了したわけでございませう。その際に、田中委員長の報告にもありますように、昨年私が衆議院の審議のときに、この旅券法の一部改正案を提出いたしましたのは、いずれの地域に対しても、つまり未承認国あるいは地域の地域に対しても、つまり未承認国あるいは地域の地域に対しても、渡航の制限または禁止をするんだといふ目的で改正案を提出したものでございませう。いづれの地域に対する渡航についても善意をもって措置する方針でございます。——ということ。を当時の政府の方針として申し上げたわけでございまして、それを、念のため、さらに今回も引用

されておるわけでございませう。その後、御承知と思つておる。ことしの三月、政府としては次のような方針をきめたわけでございませう。これは主として未承認国への渡航の手続の緩和ということでございます。まず第一に、相手国が入域を認める、これは当然のことだと思つておるが、そうした場合には未承認共産圏の渡航趣意書といふものの提出を求めておる。これは、今日までは十五部といふ非常な部数を求めておつたわけでございませうけれども、これを半分にしたい。それから、渡航趣意書は旅券の発給申請と同時に受け付けて、それは、いままでは趣意書を先に十五部取つて、それから審査をして、それから渡航旅券の発給申請を受け付けていたわけでございませうけれども、これを同時に受け付けることにしました。そして受け付けて、発給申請がありましたら、現在は三週間ぐらいの期間を要しておりましたが、これをできるだけすみやかに処置をしたいといふことを内容とする渡航手続の簡便化をしたい、こういう方針を明らかにいたしましたわけでございませう。そこで、ただいま御質疑にございませうが、田中委員長が、「相手側が入域を認める場合には渡航手続の簡便化をはかりつつ」といふのは、政府の三月初旬以来明らかにいたしましたことを、ここに抽象的に原則的に述べたことになったものである。そして「善処する」といふことは、そういう簡便化をいたしながら、やはりこれは旅券法のためであつていませう。未承認国に対してはケース・バイ・ケースで審査をする。その審査をする場合に善意を持って審査をする。こういう意味合いをお述べになつたものと私も理解しておりますし、政府としては、そういう方針でやつてまいりたい、こういうふうな考えでございませう。ただ、これはいろいろ議論のあるところだと思つておる。未承認共産圏といふのも、一つの国、一つの政府だけではございませう。日本の周囲には、不幸にして、いわゆる分裂国家が三つも隣接しております。あ

す。やはり国の利益という立場から言つて、政府といたしましては、それらの国の事情、それらの国や地域の隣合っている国の事情、あるいはそれらの国々の状況と日本との関係ということを十分慎重に考えなければならぬから、一がい、一律に、どこかの地域に対しても同様な原則をつくってアプライすることは政府としてはできない、そこが「善処する」という気持ちの内容でございます。やはりケース・バイ・ケースに善処するということになるのはやむを得ない政府の立場、こういうふうに私も考えております。

○西村閣一君 今度の旅券法の改正につきましては多くの利点がある、改正の上において進歩があるという点は認めるわけであります。いま大臣から御説明のありましたように、手続の簡素化の点についてもいろいろ配慮がなされているということも認めるのでございます。ただ問題は、そういう手続の簡素化などは、これは何も改正をしなくても、行政上の措置でできることじゃないか。そのこともまた改正の理由になるのだと言われることにつきましては、それはもうその本質的な問題ではない。これは行政的な措置でやられることだ。ただ、私が問題としてお尋ねしたいと思ふことは、今度の改正によつて渡航の自由の権利というものが制約をされる。従来の旅券法よりかなり大幅に制約をされるという点が問題になる。ということ、今度は罰則がついていて罰則には発給しないというようなことまで言われているわけでございます。そうなるまいかと、共産圏と申しますか未承認国と申しますか、そういうところを相手にして通商貿易をやっている商社の人たちがとつては、一面においては手続が簡素化されるということがあつても、実際上の問題としては、ある者が北京に行き、北京から平壤に行き、平壤から北京に行くという場合には、最初からわかっている場合には、そのような渡航目的、渡航目的地というものを申請して手続して行けばいいということですが、事実、現地

へ行つてからそういう事態が起こつた場合には、まあ、それがいまのような事例ですと、香港まで行つて、香港の領事館で手続するという間も考えられますが、かなり日時がかかる。その間、平壤もしくは北京における滞在期間が切れてしまつていうこともないとは言えないと思うのです。でやむを得ず渡航者が指定されない所にいくという場合には刑事罰を受ける。刑事罰を受けるのみならず、次の申請の場合には交付しないといううなことも言われているわけ。二重にと申しますか、処罰を受ける、差別待遇を受けるということになるわけ。そういう点がかなり問題になると思ふ。それらの点に対しては「善処する」ということで解決策がついていて、そういうことではないのだ、そういうことはしないのだ、善処すると言われればそれまででございますが、特に商社につきましてそういう事態が起こつた場合にどういうふうに考えていったらいいのか、その点もこの際伺つておきたいと思ふ。

○国務大臣(愛知揆一君) いまお述べになりましたことにはいろいろの点があるわけでございますが、私は、いま申しましたように、旅券法の改正をするのは、渡航制限を強化するとか禁止するとかいう目的でやつたものではございません。むしろ、「渡航の自由について善意をもつて措置する」という、これが基本の考え方でございます。それから、「手続の簡素化」ということは、これはもうお話しのとおりで、現行の旅券法でも行政運用上の心組としてさうなことはできるわけでございます。その点はおっしゃるとおりでございます。それから、その次の罰則の問題でございますが、これは予想されるこの罰則の一番いまいましいところは、いわゆる横流れの場合だと思ふ。ところが、これは現在の旅券法では罰則はないけれども、横流れをして目的を達せられていたという、そういう事態は当局側としても承知しておるわけでございます。で、横流れをして罰則にかかるような、しかも、その目的というものが貿易の用途というように、きわめてはつきりした目

的であるような場合におきましては、ケース・バイ・ケースの審査をいたしますけれども、横流れなどをして罰則にかかるようなことを避けてあげたい、こういう配慮で運用していきたい、こういうふうには考えているわけ。それから、この罰則の問題は、さらに、もし罰則にかつたような方だつて、三万円までの罰金に処せられたような場合でも、これは自動的に、その後において旅券の交付をしない、取り上げなければならないようなことを自動的、機械的にやる意思はございません。罰則は罰則、あるいは旅券の交付は交付というところで、これはまあ事情によりますけれども、そういう配慮は十分にしております。こういうふうに考えておるわけでございます。

○政府委員(遠藤又男君) ちょっといま大臣の御説明に対して補足したいのでございますが、いま西村先生の御質問にございました、たとえば北京に行つての間、ほかの未承認共産圏への渡航の必要があつて追加しなければならぬ場合のことでございまして、これにつきましてはいろいろの簡便な措置を講じたいと思ふ。これは従来どおり渡航趣意書でもってクリアする必要がございまして、これは別途御本人の本社の方その他の方が東京においてクリアする。それから、その新しく渡航先の追加手続をするのにとつて、その新しいのが公館に出る必要がございまして、それについて何か便法をはかりたい、こういうふうに考えております。

○西村閣一君 今度の旅券法の改正については、渡航を制限するとかいうことが目的ではなくて、できるだけ渡航ができやすいように考えて前向きに考えていきたいという趣旨だということでは承知いたしました。先ほども伺つておりますように、また、大臣が言われました横流れといふことが横すべりといふことはよくない、そういうことは、こういうことはよくない、そういうことをできるだけしないようにしていきたい、そういう配慮からも改正をしなければならぬのだというところでございまして、そういうことができれば、これにこしたことはないものであつて、横すべりをしないでも、行きたい所へどこへでも行けるというように法手続及び行政上の配慮が行なわれればこれは問題はないと思ふのでございますが、実際問題として、従来の例を申し上げます、これは北京、あるいはハノイ、あるいは東ドイツ等の国交未回復国に対する渡航は、これはできておつたわけでございまして、朝鮮民主主義人民共和国—北朝鮮—に対しましては、おおむね横すべりをしなければ行けなかつたというのが従来の事例であつたと思ふのでございます。ただ、国会議員とその同行者だけは平穩行き旅券ということで行けたわけでございます。それも、さつき申しましたように、若干の例外がございまして、商用とか新聞記者関係とかあるいはスポーツ関係とかいうのがありましたが、ほかの未承認国のように自由に行けなかつたという点があつたと思ふのでございます。そういう点につきましては、これは政府といたしましては、ただいま条約を審議いたしました韓国の配慮もあつて、なかなか北朝鮮は、自由に行つてよろしいというふうなことはおっしゃることができにくいと私は思ふ。けれども、善意をもつてケース・バイ・ケースで善処していこう、こういうことを言つておられるのですから、それ以外務委員長の報告の文面等から察しまして、およそ政府の意図がどこにあるかということもわからぬでもないわけでございます。しかし、心配すれば、その取り扱い等の上において差別的な罰則がついておるから、罰則があつても、罰則に触れた場合でも旅券の発給ということとは関連させない。ケース・バイ・ケースで、罰則を受けたような場合であっても発給し得る場合もある。そういう意味の含みのあるおことばがございましたが、これが通つた場合、なるべく罰則に触れないようにしていくのがこれは法治国の国民として当然の責務だと思ふ。けれども、あえて罰則を犯さなければ行けないというやうなところに追い込むということは、政治の上において避けなければならぬ点だと思ふので、これはこ

の前の国会におきましてもここで審議をしたわけ
でございます。一応審議は尽くしていると言え
ば、今度あらためて衆議院から送付されてまいりました旅券法の改
正案の審議にあたりまして、そういう点について
もう一度あらためて、国交未回復国に対する渡航
についてはできるだけ罰則を適用しないように便
宜をはかつていくと、また、関係領事館に出て手
続をしなければならぬ場合にも代理申請を認め
るとか、文書での申請を認めるとか、何らかのそ
ういう便宜を講じてすみやかにそういう事態に処
することができるような配慮を当局としてはして
いかれる用意があるのかないのか、そういう点も
この際伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) 大体いま西村さんのお
述べになりましたような気持ちなんです。ござい
ます。ただ、申し上げておきたいと思ひますのは、
未承認共産国と申しましても単数でございませ
んから、それぞれ、その国と日本との関係、その国
と隣接国との関係とか、いろいろ、申し上げるま
でもなく、きびしい緊張状態にあることを考慮い
たしますと、たとえば、ある地域に対してはも
う原則どおりにどんな処理が円滑にいきましょ
うし、また、所によつては、なぜここにももつと
自由にしないか、いや、こうこうこういう事情で
これはもうしばらく考えていただきたいというこ
との裁量権は残しておいていただきたいと思ひ
ます。これは、これもまたいろいろと御審
議いただくことになると思ひますけれど、第十三
条一項第五号ですか、こういう問題にならうか
と思ひますけれども、「著しく且つ直接に公安を害
する」おそれのあるような場合には発給しない。
しかし、発給しない場合においては行政権におい
ても十分な制約がかかつて、嚴重な制約がござい
ますけれども、しかし、その嚴重な制約の中では
あるけれども、行政権の裁量というものは残して
おいていただきますと、著しくかつ直接に國
益、公安を害するおそれがある場合が考えられ
るのであると、こういうふうにお考えをわけてご

ざいますが、そこで、しかし、そういう地域で
も、先ほど申しましたように、従来は罰則がな
かったという関係もございましょう。あるいは、
率直に申し上げますが、こういう申請を出してもな
なかに認められぬだろうということでも、もう横へ
くことを承知の上でやっておられた方もござい
ます。しかし、そういう方々のほとんど、私、承知
している大部分は、純粋な貿易上、商売上の用務
で行かれた。これは実績の上では資料として掌握
してございまして、そういう方々が渡航の理由
あるいはその目的とされるところは個別審査の対
象になって、十分それがよくわかります。その場
合には、横流れなどをなさなくても、罰則にか
かるおそれのあるようなことをなさなくても、
これは正式に発給をして差し上げれば、これはそ
の方々としても楽になられますし、先ほど申しま
したように、わざわざ罰則にかかるおそれのある
ようなことをおさしなさいたい、こうい
うふうにお考えをしております。

○西村閣一君 大臣の言われますお気持ちもわか
らぬわけではございませんが、従来の実績から見
て、商行為そのものを目的で行かれるので、そう
いう者に対して制限をしたりなんかする考えはな
い、そういうところまで罰則を適用するよう
な、そういう考えはない。罰則に触れないように
旅券を発給する心づもりをしていきたいというこ
とでございまして、それで了解がつくと思ひ
でございますけれども、ただ、罰則が今回つけ加
えられておりますという点につきましましては、つ
まり渡航先の追加の手續を怠ったということと罰
則に触れる、三万円以下の罰金になるということ
は少し過酷じゃないかというふうにお考えのので
すが、追加手續を怠ったといういわば秩序違反の問
題に対するところの処罰としては、刑事罰にする
というところは少しきつ過ぎるんじゃないかとい
う議論も学者の間にもあるようでございまして、
そういう点につきましましてはいかがでございま
しょうか。

だと思ひのでありますけれども、実を申し上げます
と、この改正案をつくりましますときに、法秩序とい
うことから言つて、この罰則はもつと強くしたい
という意見が相当強かったものでありますけれど
も、いろいろ私も努力をいたしまして、とに
かくここまで下げた——と言つと語弊がございま
すけれども、三万円の罰金ということにいたしました
ような経緯もございまして、この点は、やはり禁
止規定というものがあつた以上は、それに違反すれ
ば罰がかかるというところは、どうも法秩序として
やはり必要だという考え方に對しては、外務省と
しても、それ以上、これに對して意見を言うわけ
にもいかぬわけではございまして、しかし、こうい
う種類の問題でございまして、くどいようござ
いまして、もうこの罰則というものはかからな
いようにするというのは、結局、運用の問題では
ないかと思ひます。これはしかし、政府の態度だ
けではなくて、やはり旅券の発給を求められる
方々の御協力も得なければならぬのであり、渡
航の手續を簡素化すると同時に、その衝に當たる
当局の説明なり、あるいは当局の説明に申請者の
ほうでもきびしい国際状況のもとにおいては御協
力を願つて、こししばらく様子を見てもらうとい
うような、そういう私はやはり協力を申請者のほう
に對しても求めたいと考えるわけではございま
して、そういう点の取り扱い等については今後も
十分に配慮していかねばならないと思ひま
す。当局側のほうにはそういう点を十分ひとつ運
用上配慮するようにやつてもらふように私どもは
十分心がけていきたいと思ひます。

○西村閣一君 大臣のお心のうち、御苦心のうちに
は私もわからぬじやございませぬ。十分配慮をし
てこの改正案を提案しておられるというところは
理解するのでございまして、その上に立ちまして、
国交未回復国、未承認国に対する渡航につきま
しては、一面の配慮は必要でございまして、また他
面、積極的に交流を盛んにしなければならぬとい
う積極的な面もあると思ひのでございまして。た
えば、朝鮮半島におけるところの二つの分離國

家——大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国——政
府は朝鮮民主主義人民共和国という呼称を使われ
ることに對して遺憾をなすつておられるようござ
いまして、現にこの二つの國家が存在するとい
うことは、これは自明の事實でございまして、そ
の意味におきまして、大韓民国に對しても渡航の
自由が認められ、朝鮮民主主義人民共和国に對し
ても渡航の自由が認められる。これは日韓条約下
にあります日本國政府といたしましては、そうい
う二つの國を平等に取り扱うというわけにはまい
らないという立場も私はわかります。しかし、
政府ベースではなくして民間ベースにおいて、あ
るいは私ども政治の面に携わる者の立場から申し
まして、二つの分離國家を融和せしめるとい
ましようか、この對立を緩和せしめるとい
ましようか、そういうことのために友好使節が北に對
しても行かなければならぬ事情があると思ひ
のでございまして。これは南に對するところの配慮か
ら、従来はなかなか旅券が出なかつたという事實
があるわけではございまして。そういう点につきま
して、私は、大臣のお立場なり政府の配慮のある
点は十分にわかるつもりでございまして、しかし
また、他面、友好關係を深めていくという上にお
いては、むしろ積極的な配慮も必要じゃないかと
思ひのでございまして。私なども朝鮮民主主義人民
共和國に對して前後二回渡航をいたしておりま
す。その際も、いま言われますいわゆる横すべ
り、一回は北京から、一回はモスクワから行つた
わけではございまして。もちろん、國會議員でござ
いまして、平壤行きの旅券を申請すれば出たわけ
でございまして、とつさの場合そういうことが
できないので、北京からあるいはモスクワから
行つたというわけではございまして。そういうことは
今後なるべく避けたいと思ひますけれども、い
づれにいたしまして、私は、國交がない國であつ
ても、この現実の對立のきびしい中に飛び込んで
いつてその事情をよく聴取する、承知する、そし
てまた人的交流を重ねるというところは、社會党は
ただ北だけに片寄つて行くというのじゃなくて、

南に對しても、大韓民國の側に對しても、私は同様なことを考へて行かなければならぬというふうな思ひがあるのでございます。現に私は五月一日にソウルにおけるプレジデント・ブレイヤー・ブレット・ファーストという集會に大韓民國の二人の國會議員の名前で招待を受けております。國會開會中でなければ、その一日の前後数日私は参りたいと思つてゐる次第でございますが、國會開會中でございますから、諸般の事情からその招請に應ずるかどうかということについてはまだ決定をいたしてありません。私は、やはり大韓民國に對してもわれわれの側からも大いに交流を重ねていくべきである。社會党は日韓條約に反對したから韓国には行かないのだというふうな不愉快な態度はとるべきではないと、少なくとも私個人はそういうふうな考へておるのでございます。そういう意味におきまして、そういう南北に對する交流を隣國日本としては今後考へていかなければならぬのじゃないか。特に友好使節團に對しましては、北側に對してもいゝゆる善処する、配慮するとおっしゃいます。今後、従来よりはもっと前向きにお考へを願ひたい。これは大臣のお立場はよくわかりますが、もう少し大所高所に立つて、今日の南北の緊張緩和あるいは東西の緊張緩和をおはかりになるという自主外交ということをして、政府は、大臣の常におっしゃる点から申しまして、そういうことができやすいような姿勢をとつていただきたいということを私はお願いしたいのでございますが、その点につきまして、くだいようでございますけれども、大臣のお考へを承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 私、西村さんのお氣持ちはよくわかります。西村さんのような方が南北両方においてなるといふふうなことに對しては私も敬意を表する次第であります。ただ、友好使節團というふうなことは、いろいろの環境やあるいは使節團というものの性格その他にはずいぶん考へなければならぬことがあると思ひます。いま、政府の立場において友好使節團という

ようなことを現在の段階で考へるところまでは行つておりません。

○委員長(長谷川仁君) 他に御發言もなければ、本案に對する質疑は、本日はこの程度といたします。

午前の會議はこの程度とし、午後二時五十分には再開することとし、暫時休憩いたします。

午前十一時四十五分休憩

午後三時八分開會

○委員長(長谷川仁君) 午前の會議に引き続き、これより外務委員會を再開いたします。

國際情勢等に関する調査を議題といたします。これより質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御發言を願ひます。

○西村閣一君 外務大臣にお伺ひいたしますが、先般の外務委員會におきまして、國連憲章改正の問題について質疑が行なわれました。また、羽生委員からウ・タント事務總長が来日されるにあつて、どういふ問題に對して大臣は總長とお話し合ひになるかというふうな質問があつたと思ひんでございますが、すでにウ・タント事務總長も来日しておられるわけでございます。大臣も先ほど来お会いになつたわけでございます。

この國連憲章改正の問題につきましては、特にわが國が他國に先がけて憲章を改正すべきである、こういう立場に立つて大臣も意欲的に取り上げておられるというところでございますが、普通いわれますところの敵國條項の問題であるとか、一種の差別條項の問題であるとか、あるいは安保理事會の常任理事國への参加を実現したいというふうな問題等も、憲章改正にからめて、われわれの側からは、そういう点を考へておられるのじゃないかと想像いたしますが、それらの点について大臣のお考へを可能な範囲で率直に承りたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 本件に關しましては、昨日羽生委員の御質疑がございましたときにかな

り詳細にお話し申し上げたわけでございますが、きょう重ねてお尋ねがあつたわけでございますが、まあ要するに、一つは、國連の平和活動といふものです。機能について不十分な点があるのでこれをさらに積極的な機能に拡大するのにはどうしたらいいか。それについて總會、安保理事會等の運営や現状のあり方が不十分であるということに指摘しつつ、これは當然憲章改正の問題に及ぶ。それから一つは、社會經濟問題の取り上げ方についてさらに積極的なやうに必要があるというところ。それから一つは、きのうもいろいろ御議論がございましたが、もはや時代おくれになつておるやうな規定の改廢、たとえば敵國條項あるいは信託統治理事會というやうなものの廃止、まあ、大ざっぱに申し上げますとそういう範疇に属するやうな問題を取り上げていきたい。ただ、その憲章改正というところになると、まあ私も決して気が短くないほうではございますけれども、日本流に、提案したからといってすぐ二十五回總會で決議がまとまるというふうな世の中ではないことは、私は問題の性質上、とうていいかないということ、は、テークアップしながらも、そういう現実の障害というところにつきましては十分考へていけるつもりでございます。昨年度の経過を見ても、昨年の二十四總會の後半で、しばしば申し上げておりますように、コロンビアが國連憲章再検討に關する諸提案検討の必要性という議題を出して検討したこともありますが、米ソをはじめとする主要國がきわめて消極的な態度であるやうな關係で、いろいろ紆余曲折はありましたけれども、結局、第二十五總會の仮議題に含めたいという趣旨の共同決議案が十二月二日に成立をいたしましたわけでありまして、しかし、その内容を見ると、御承知のやうに、反對十一票がありますが、その中には、ソ連をはじめとする共產黨がこの反對投票の中に入つております。それから棄権が二十二でありまして、西歐諸國、ガーナ等がこの棄権二十二の中に入つてゐる。こういうふうな状況から見ましても、國連のあり方を再検討してみようではないか

という私の呼びかけというもの、一言にして言へば、主としてこうした議題のもとに審議が行なわれるということになれば非常にけっこうな推移である、こういうふうな現在の段階では見られておるわけでは、ウ・タント總長などの私見もたいてみたく思つておりますけれども、それらも参考にいいたしまして、われわれとしては、日本として考えればこういう点がいろいろあるにないかというやうな積み上げ方について、外務省だけじゃなくて、國內のその方面の權威者、學者その他の方々にも、いまでも寄り寄りいろいろと御検討を願つておるわけでありまして、一方にいたしましては、時間の経過もございまして、一方にいたしまして、そういう検討は十分ひとつ練り上げておこうと、こういうふうな考へておるわけでありまして、まあ、國連の状況その他よく御承知のとおりでございますから、先ほど申し上げました、こういうことを言ひ出しつつ盛り上げてまいりました、こういう右から左にすぐ実りができてくるというふうなあまりせつかに大きな期待を持ち過ぎていても、そのやうになかなか進まないということもあり得るということ、これは常に念頭に置いていただかなければならない、こういうふうな考へております。

○西村閣一君 もちろん、大臣がおっしゃるやうに、外交上の問題ですから、相手國があるし、また、特に國連の問題は一つや二つの國じゃない、各國を對象としての折衝でありますから、そう簡単に右から左にいくものとは思ひません。さういふ点に對してはお考へを煮詰まつておらなければ、ある程度の御見解を發表していただきたいたうことでございます。

なお、大臣のことばじりをとらまえるというのではございせんけれども、昨日羽生委員の御質

間に対してかなり詳しく述べたというように、おまえらをおっしゃいますが、おそらくそれは予算委員会での質疑応答の事柄だろうと思ふのでございませうが、本委員会は申すまでもなく外務委員会でございます。外交問題プロパーの委員会でございます。予算委員会は、言うまでもなく予算審議の委員会でございます。おのずからそこに分野があると思ふのです。予算委員会の答弁があるうがなからうが、もちろんわれわれといたしましては予算委員会の質疑応答に対しては重大な関心を払っているつもりでございますが、やはり外務委員会の審議というものを重点的に国際情勢一般等につきましてはお考えを願いたいということを意見としてつけ加えて申し上げたいと思ふのでございませう。

そこで、当然常任理事国への参加という問題が出てくると思いますが、まあ、そういうことになりますと、ただ権利を取得するというのじやなくて、これに付随いたしますところの義務を履行しなければならぬという問題が起ってくると思ふのでございませう。その義務の履行の問題につきましては、国連軍への参加という問題が直ちに現れてくると思ふのです。しかし、日本といたしましては、平和憲法のためから海外派兵——それは防衛のためならば海外派兵といえますが自衛隊の海外派遣ということも可能であると、こういう政府の見解もあるようでございます。これは議論の分かれるところでございませう。自衛隊を海外に派遣する場合につきましては、自衛隊法の問題にも関係いたしますし、そうにかに政府として結論を出しにしないと思ふし、そういうこととはなないと思ふのでございませうが、しかし、何らかの形で義務を負わなくてはならぬということでございます。それにつきましては、軍事面においては義務を負うことがないにしても、経済面においては日本としてはより多く国連に対して義務を負うということも一つの道であらうと思ふし、あるいはまた、鶴岡国連大使が就任当時示唆され、国際災害救助隊というものをわが国で創設

してはどうかというように、これは非公式の発言であつたようでありませうが、そういうような考え方も、少なくともわが国を代表するところの、政府を代表するところの国連大使が、非公式の場であるとはいえ、発言しておられる、常任理事国メンバーとなる暁においては、どういう形で権利とともに義務を履行するか、そういう点に対する大臣のお考えを承つておきたいと思ふます。

○国務大臣(愛知揆一君) 前段のお尋ねは非常に広範にわたつておりますので、まずその点についていま一度お話ししたいと思ひますが、要するに、わが国としてそれなら何を考へてゐるのかという事です。これは、先ほども触れましたように、第一は、国際の平和と安全の維持を一番大きな目的にしているのがこの国連ではないだらうか。その国連の平和維持機能が果たされてゐるかどうか、あるいは世界じゅうの人たちがどういう点にさらに期待を寄せてゐるだらうかという点を掘り下げて、過去の反省の上に立ち、さらに将来の動向を踏まえて考へる必要がある。そういう点から、安保理事会及び総会のあり方、そして従来現行の総会と安保理事会の関係、両機関の關係のあり方を再検討する必要があるということが一つ大きな中心の課題であると思ひます。

それから、先ほども申しましたように、経済社会開発という面は、国連としてもこれは時代の流れに沿つて非常に大きな問題であるべきであらう。で、その点について、国連の諸機関を総合的にそのあり方を再検討して、各種の機関の事業を調整したり、また、個々の機関のあり方についてそのあるべき姿といふものについて建設的に考へ直すことが有意義であると、こういうふうに着目するわけでございます。そういう面において、先ほど申しましたように、第二の柱はそういう点に主力を置いていくべきではないか。

それからさらに、そういう点も考へながら、国連憲章といふものを見直してみれば、旧敵国条項といわれているものや信託統治理事会というやうな、国連二十五年度の歴史に照らしてももう

不必要になつたものというやうなものが相当ある。あるいは敵国条項などは、これは御議論がいろいろあるところでございますが、私は、旧敵国条項といふものが国連憲章の上に残つてゐることは現在日本の利益にとつて実害を与へてゐると思ひます。日本がすでに国連に加盟してゐる以上は、条項上も、敵国条項によつて日本が不利をこうむるとかあるいは不測の圧迫を受けるとかいうことからは解除されておりますから、実害といふものはないと思ひますけれども、しかし、少なくとも、俗なことばで言つて、愉快なことではない。国連憲章に手をつける場合、当然こういうものは整理してしまふべきではないのか、これが第三のいわば柱に当然取り上げてしまふべきではないかと思ひます。

いま第二にあげた社会開発等の問題について申しますならば、現在の経済社会理事会あるいは国連貿易開発会議、国連開発計画、国連工業開発機構その他いろいろの機構がある。これらの点について、先ほどから指摘しましたように、総合的に再編成するといふことが私は必要じゃないか、こういうふうに着目してゐます。そういうやうな考へ方のもとに、これも先ほど抽象的には申しましたけれども、具体的な構想といふものは相当に研究を進めておるわけでございませう。それらの点について、まだ未熟な点や練れない点がたくさんございませうし、私も、あまりこまかい未熟なところまで申し上げることはひとよりよがりになりまして、国連の中でどういふふうに進めていくかということも考へていかなければ、ただ、これはひとりよがりの作文に墮するおそれがございますから、もう少し成り行きともあわせて検討してから具体的な問題を提起しても決しておそくはない。要するに、考へ方の基本が、いま申しましたそういうところにあるといふことを明確にしておきたいといふ、かように考へておるわけでございませう。

それからその次に、国連に、特に安保理事会に対するアプローチの問題で、私は、そのいまの段階では、あるいは私見が入るかもしれませんが、

でも、そういうアプローチをするなら、おまえらは義務を何を考えてゐるのだ、義務として国連に対する軍事協力といふことを考へてゐるのであらう、こういうふうな想像や議論がなされるのは、私としては、ちよつと私の発想と非常に食い違ひがあると思ひます。現在でも国連の憲章においては、なるほど常任理事国は軍事参謀委員会、このメンバーになるということにはなつておりますけれども、兵力の提供は義務づけられてはおりません。これは現状の姿ですけれども、日本が国連の中で大いに働かせてもらいたい、日本が国際的責任を大いに完遂しよう、こういう意味は、日本が平和憲法を持つておいて、ユニークな国づくりに現にこうして邁進してゐるではないか、この精神の上に立つて、日本らしい協力のやり方について私はまだまだやるべくしてやらないことが現在だつて相当あるわけですから、これは軍事的な問題を私は全然考へておりません。日本は徴兵をしない、あるいは海外派兵をしないということがまず大前提になつておるわけですから、その考へ方の中で、たとえば、国連に対する分担金の問題は、いま五大常任理事国のすぐ次で、常任以外では第一になつてゐるけれども、これはもう当然のことであるものよりはむしろ上位になるでしょう。しかし、そんなことじゃなくて、他のいろいろの機構あるいは国連の仕事に対して、たとえば財政的な寄与などは全くおさびしいものでございませう。これで現在国連の協力とか国連機能の改善とか言ふのは、いまのことにおさびしいものである。まずそういう点に、現に残されてゐる日本として当然やるべき国際協力の面があるのではないか、そういうところを改善していくといふことは、日本の最も堅実な着実な、また果たさなければならぬ義務である。こういうところから入つていきたいわけですから、現に、今回御審議を願つてゐる予算の上でも、はんのわずかではありますけれども、従来より国連協力の実をあげてゐるものもございませうけれども、こういう点をやつていくのであつて、一足飛

びに国連の中の機構を強化し、日本が積極的に参加したいという意欲を表明する。日本の中から、政府は軍事協力を考えているのじゃないか、こういうふうに考えるのは、現状あるいは従来からの考え方の中に入れてもらおうという考え方であって、それならば、そういうことを私は提案したりあるいはそういう運動をしないほうがましだと思います、率直に申しまして。私どもの考え方はそうではないということに発想のもとがあるのであって、そういう面に対して建設的な御意見を国民的に大いに出していただきたいものだと考えます。たとえば国連大学、これは正式には国連側では国際大学と言っておるわけですが、国連大学を日本につくりたいというようなことなどはたいへんけっこうな構想の一つだと思います。こういうような面のことをもっと国内的にも取り上げられてしかるべきじゃないか。要するに私がお答えしたいのは、そういう気持ちで国連に対する協力とかあるいは機能の強化ということを訴えつつあるというのが現在の政府の立場である、こういうことをひとつ御認識いただきたいと思います。

るわけですね。第五十二条と百七条とをどういうふうに読むべきであるか。極端な条約論から言いますと、通説とはほど遠い非常にまれな議論だとは思いますが、読みによっては、旧敵国である日本に対しては加盟国が制裁を加えることができる、安保理事会の決議を経なくともそういうことができるのだと読めるのではないかと思います。意見すらあるくらいですから、こういう議論が起り得るようなものは、あるいは実害があると云ってもいいでしょうから、私はないほうがいい。それからもう一つは、さっき私は三本の柱を立てて御答弁いたしましたわけですが、総会と安保理事会のあり方あるいはその相関関係というようなことになってくると、何といってもその国連の場におけるあるいは米ソの対立であるとか超大国の利害関係というものがからまってきて、なかなか問題は取り上げにくい面もあるけれども、旧敵国条項などということは、国際的な世論に訴えて、あるいはそこに感情論も入るかもしれないけれども、憲章改正問題としてはきわめて常識的に取り上げやすい問題だと私は思うのです。で

を持っている日本としてふざわしいような協力を
国連に対して行なうべきであるというようなこと
で、そういう立場に立つて政府を鞭撻してはし
い。たとえば、いうところの国連大学に対する目
本からの発言というものを支持してもらいたいと
いうような御答弁がございましたが、これはこの
委員会においても、私から申し上げたことであ
り、国連大学の構想については、わが社会党にお
きましては、中央執行委員会の決定によりまし
て、すでに具体的な構想を出しているのでござい
ます。これに對しましては、総理も、大蔵大臣
も、外務大臣も、どの党が出したとかどの党のイ
ニシアチブであるとかいうことではなしに、そ
ういう考え方で国連に臨んでいく、協力していく
ということは賛成である、むしろそういうふう
にあらねばならないというような御答弁が予算委員
会、外務委員会その他においてなされたわけでござ
います。またさらに、われわれといたしまして
は、いま大臣の御答弁の中にも出ておりましたよ
うに、平和的な立場に立つて国連に協力していく
ためには、平和共榮隊と言っておりますが、そう

アイデアであるというふうにも思うのでありまして、その他、これは与野党ともに英知をしばつて、国連に対する非軍事的な協力を行なうためにはどういふことをすべきであるか。日本としては他の国ではできない、日本にふさわしい協力を国連にすることができるといふことについては、これは与野党とか野党とかいう立場を離れて、英知を集めてこれは検討し、政府を鞭撻していかなければならぬと思うのでございます。そこで、私はさらにお伺いをいたしたいと思うんでございますが、国連憲章の四十三条に、各国の軍隊を供出して国連軍をつくるという項目がございますが、いまだかつてこれが行なわれたことがない、空文の状態にあることは御承知のとおりでございます。いままでの国連軍、国連警察隊と称するものは、憲章には何らの規定がなく、事務総長の責任においてそのつどやっていることでございます。たとえば、スエズ動乱に對しましては、国連緊急軍、いわゆるイマージェンシー・アーミーというものが出されておりますし、コンゴ、キプロス、レバノンに對しましては国連監視団というものが出さ

○森元次郎君　大臣の御答弁の中で、敵国条項は、
実害はないと二度ほどおっしゃられたのですが、
ときによつて眠げだまして動きだすようなものは
やはりすみやかに取つておいたほうがよろしいと
思うので、実害はないが少し消極的過ぎると、向
こうは巻きで汗流していくほどではないけれど
も、ただメンパースシップを持っているからあたつ
ていいのだということは、ときによつてある国に
つき出されるおそれは十分あるので、これはや
はりすみやかに取つたほうがいいという御答弁の
ほうが聞いていて気持ちがいいのですが、いかが
ですか。

すから憲章改正の問題としまして、旧敵国条項の廃止というようなことは、だれもが反対のできない問題ではないか。そういう意味で、こういうものは可能性ということから言いますと、全体の機構の改正ということよりは、実現の可能性がずっと大きいと見通してもいいのではないかと、いうことも含めて、いま御注意がありましたけれども、この廃止ということについては大いに努力を続ける、こういうふうと考えていただきたいと思います。

○西村関一君 私の質問に対する大臣の御答弁は、おおむねわが意を得たと申しますか、私がた

いうものを国内で組織して、軍事力ではなくてあるいは災害の復旧でありますとか、あるいは紛争処理のために非軍事的な協力でありますとか、あるいは開発途上国に対することの諸開発の協力でありましてかというように当たらしめる、国連の指導と指揮のもとに。そういう任務を持ったところの平和共栄隊というものを国連に出すべきではないかというような見解も、われわれの党といたしましては、社会党といたしましては、具体的に出示しているのです。そういうことは大会の決定でもあり、社会党は何でも反対する政党だということでもなしに、国連に対して、平和憲

れております。そういうような情勢でございますが、また他の国、たとえば北欧諸国あるいはカナダなどが打ち出しておりますところの、また実行しておりますところの、国連自体が募集をして個人々がこれに志願をするという方式で国連に警察部隊を編成する、これはあくまでも軍事力じゃなくして警察部隊である、警察力である。現にキプロスの国連監視団の中には、ニュージーランドは文字どおり警察を出しておるといふ事例もあるわけでございます。そういうような形の考え方もある。それはいわゆるスタンダード・フォースといわれておる形式でございますが、こういう点に

○**國務大臣(愛知揆一君)** 私は、あつたほうがいいなんていうことは決して申し上げておりません。

○**森元治郎君** いや、そうは言わない。実害はないと言ふから……。

○**國務大臣(愛知揆一君)** これはまた条約論にな

述べになったことでございまして、わが国が国連に協力し得るところの道は、軍事力を差し出して自衛隊を派遣するというようなことではなくて、むしろ経済技術開発の面でありますとか、あるいは、日本でなければできないような――平和憲法は、

法下にあつてわが国がどのような貢献をし得るかということに対する具体的な方策を打ち出しておるのであります。また、先ほど私が指摘いたしました、鶴岡大使が示唆された国際災害救助隊というようなものをわが国で創設するということも、これは私は一つの案である、一つの考えである、

つきまして政府はどのようにお考えになつていらつしやるか。前段に申しました点と関連をいたしまして、そういうような問題に対して全然考えてないと言ふならそれもけっこうでございますけれども、そういうような考え方も、世界の諸国においてはそういう考え方もあるということを私が

指摘するまでもなく、外務当局は十分に検討しておられる点だと思えますけれども、そういう点に對しまして、どういふふうにお考えでございましょうか。

○國務大臣(愛知揆一君) この種類の問題については、いまいろいろと御説を拝聴いたしました。が、私から御説明するまでもないと思えますけれども、一言に国連軍あるいは監視団あるいは緊急軍あるいはスタンバイ・フォース、いろいろのことばがあり、いろいろの組織ができたかえられたりしていることはよく承知しておりますが、私は、ともかくこういった種類の部隊をつくって協力をするのだというように考えております。少なくとも私は反対でございませう。考えなくありません。現行の憲法はもちろんです。現在のありまです法令の範囲内でこれはやれることは考えられるかもしれませんけれども、そういったことも含めて私はやりたくありません。

○西村閣一君 私の伺っておりますのも、自衛隊とは別個にそういう部隊をつくって、これを国連に供出するという意味じゃなくて、国連が発議しまして、国連が計画を立てまして募集する、そういうものに対して、スタンバイ・フォースの考え方は若干違ひまして、国連自体のイニシアチブにおいてそういうものに志願していく。国民がそれぞれの立場に立って、それぞれの考えによって、その目的に応じた働きに対して自分を投げ出していく。そういう訴えに対してはこたえていく。そういう考えもあるわけなんです。そういうようなことに対しては、これはしかしやむを得ないという考えもあるというところを検討していただきたいと思つております。私の伺つておりますのは、日本で自衛隊とは別個な部隊をつくつて、あるいは自衛隊からひとつそれを割愛して、自衛隊の管轄外においてそういうものをつくつて、訓練して国連に供出するということは、これは私は問題だと、私も大臣が申されるまでもなく、われわれも賛成しかねるところでございませう。しかし問題は、平和憲法下にあるわが国と

して、独自の立場に立って、国連の平和維持機能をどのように評価し得るか、それに対してどのように協力ができるかという点にあると思つてございませう。また、大臣が申されましたように、開発途上国に対するところの経済技術援助の問題でありますとか、あるいは国連の関係諸機関に対する積極的な参加、協力でありませうとかというように述べたようなふうな問題に対しては軍事的な協力をするとすることに對しては、大臣も強くおっしゃられました。が、われわれもかねがねそういう形の協力をすることは間違ひだということを主張いたしておりますように、また、国連それ自身もあり方としてもそういう考え方が出てまいりますことは、国連の眞の姿を亂すと言ひましようか、

変えろと申しますか、という点でありまして、そういう点は私は問題があると思つてございませう。が、大臣の先ほど来述べておられます国連に對するわが政府の協力の姿勢、見解というものにつきましましては、私は大筋の御方針としてはうなづいてございまして、ただ、世界の国々にはいろいろな考え方がある。いま私の申し上げましたような、志願制度による、しかも平和維持部隊として、これは軍事力を主体とするんじゃないやなくて、建設あるいは開発を主体とするところの部隊に自発的に志願するといふような考え方もある。いいんじやないかというふうな思ひでございませう。その点いかがでございませうか。

○國務大臣(愛知揆一君) どうも、率直にお答えをしたと思ひますけれども、いま現状では国連がそういう計画をしているとも思ひませうし、近くそういうふうな組織をつくるために各国の人たちを呼びかけるということが簡単にできるとも思ひませう。それから、平和建設とかなんとかいう目的に限定すれば、あるいはそういうことは将来考えられるかもしれないけれども、いまお話しする要は、軍事的協力あるいは警察軍と呼ばれるような、あるいは監視団と呼ばれるような名のもとにおける協力ということからお話がんだ

ん出てきたんでありますから、そういう種類の組織、名前は何であらうとも、これは場合によりましては私は非常に危険だと思ひます。ですから、そういう場合に個人として参加するなら応募してよろしいではないかということに軽々に賛意を表するわけにはまいらないと思ひます。

○西村閣一君 私に与えられている時間が参りましたから、この問題に對しましてはおもう少し掘り下げて伺ひたいし、他の問題も残つておりますけれども、一応質問を保留いたしまして、きょうはこの程度で終わります。

○石原慎太郎君 大臣にお伺ひいたしますが、一部予算委員会での質疑応答に重複する部分があるかと思ひますけれども、御了承願ひたいと思ひます。

日本航空機のハイジャック事件によつて突は問題の本質的な重要性がいささか相殺されたらうが、あります。ソビエトの空軍による日本近海の演習の問題についてお尋ねしたいと思ひますが、大体的な推移を見ておられますと、事件がほとんど突発的に起こり、しかも、何らの公式の通知を受けることなく、これが起こつた。日本の外務省がソビエトに大使を通じて抗議をし、その効果があつたかどうか、とにかく演習が突然また全面的に中止をされた、そういう経緯をたどつたわけでありませうが、外務省として正式な抗議といふものの事務的な経緯と、それに対してソビエトが演習を全面的に中止した、その中止といふものがどういふ形で日本に通知されたかといふことについてであります。が、どうも一方的に始まり、一方的に終わつて、外務省の正式な抗議といふものが、形としてはややから振りといひますか、そういう形と終つたといふ印象はいいないのです。が、その点いかがでございませうか。

○國務大臣(愛知揆一君) ただいまもお話がございましたように、これはハイジャック事件の突発によりましてこの問題の起承転結が少しぼやけてゐる傾きがございませう。政府とこの問題についてソ連側との交渉、それからその終末でございませうけれども、当方からの抗議といひますか申し入れば三月二十七日でしたか、あるいは日付が間違つておりましたらあとで訂正いたしますが、これは私が駐日ソ連大使を招致して口上書を渡すと同時に、口上書には重点的なことだけ書きまして、口頭でこれを補つて、口頭で補足いたしましたことも、全部本國政府に即時申し入れ伝達をして中止を求めたわけなんです。これに對しまして、途中の経過はいろいろございましてけれども、最初問題となる四水城、それから特にその中でわがほうとして最も重点を置きましたのが土佐沖と能登沖でございませうが、最初に土佐沖の中止が水路通報によつて公表され、それから次いで、それだけではこちらには満足できないので、中間的にも接觸をいたしました。が、三月三十一日、ソビエト連邦政府としては正式に本邦周辺日本水域における爆撃演習計画を中止する旨を本國政府の名において駐ソ中川大使に對しまして回答をいたしてまいりました。それで終結をいたしたわけでございます。これが終結するに至りますまでの正式の交渉のてんまつでございませう。

○石原慎太郎君 実は私も同志の国会議員数人と、私たちの組織の名でソビエト大使館へ抗議に参りまして、大使がおりませんで、参事官と一緒に時間ほどかなり激しい応酬をいたしました。が、そのときに、日にちが三十日でございまして、次の翌日三十一日に全面的な撤回という形になつたわけですが、どうもその限りでは、参事官も本國から何らの訓令を受けていずに、土佐沖は中止をしたが、能登半島沖の演習に関しては全くその予測を持たない形で、彼らの言ひ分は、ともかく公海であるから、それがどのような近距離にあるかと公海は公海であると、非常に一方的な注釈をしておりまして、私も、共産主義大國のエゴイズムという形で抗議をして、そのことは非常に不快であるといふふうな返答をもらひ、またわれわれとしては、そういうことは表現以上に、こゝろにこゝろに演習を実際に行なわれて被害を受ける側の日本としてははるかに不快であるといふ応酬

をいたしました。外務省が日本に非常に大きな打撃を与え得るこの演習を中止するようにソビエトに抗議をした際に、アメリカ側と何らかの連絡があったかどうか、こういった外交交渉について、アメリカに何らかの形で、さらに問題が緊迫したときにアメリカが日本の立場を弁護する、そういった態度をとるべくアメリカ側に何らかの要請をされましたかどうか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(愛知揆一君) アメリカ側に対しては、本件については、この三十一日に一応着するまでの間何もいたしておりません。それからなお、先ほど申しましたが、三月三十一日のソビエト連邦政府としての正式の回答の中では、ソ連としては、公海に危険水域を公示するということは国際慣例に——現行の国際慣習と矛盾するものではないかと思うという、そういう一項が入っております。それと、それから、かくのごとく何月何日にとありあえずこれを廃止し、何月何日にこれを中止したということが書いてございますが、そのほかに、こうした変更を加えるにあたっては日本側の申し入れとソ連側関係を発展させることの利益を考慮してかくかくの措置を講じたということも、同時に、向こうの回答の中に入っております。

○石原慎太郎君 私はあの演習というのは非常に大きないろいろな意味を持っていたと思います。それが、ああいう早い時期に計画撤回という形でなしに、もっと時期が切迫してくる、あるいは一部演習が行なわれるといった場合に、日本側から、日米安保体制というものをテストするといいますが、一種の踏み絵としてためす大きな機会でもあったと思います。幸いそういった事態にならずに済んだ——これは幸か不幸かわかりませんが、ああいう形で落着いたわけでありすけれども、いずれにしても非常に突発的に非常に重要な計画が一方的に発表されてまた一方的に収拾した。これが一体何の意図で行なわれたかということとは非常に意見があると思いますけれども、外務

省として、あのソビエトの演習計画というものが、その発表から撤回までの推移を見て、つまり、何の意図でなされたかという判断をお持ちでしょうか。

○国務大臣(愛知揆一君) その直接の答えにならないかと思いますが、ただいま申しましたように、ソ連側としては、公海条約の原則に従って、公海の上においてこういったような危険水域を設定することは国際慣行には違反しないかと思うという立場をとっているわけでございます。それに對して、口上書にも盛りましたこちらの主張の根拠というものは、公海の自由というものはこれは国際条約上認められている原則ではあるけれども、その公海条約それ自体の中で、沿岸国、非沿岸国を問わず、適正な利益に對しては適当な考慮が払われなければならない、つまり、公海の自由ということにもある種の制限があるんだということが書いてある。そして、これが一挙に、一時に土佐沖、能登沖というところで行なわれるというふうなことは、公海の自由についての適正な考慮が払われていない証拠であると日本政府としては思わざるを得ないので、中止、撤回を要求するというのがこちらの主張であったわけでありまして、したがって、そういったものの見方等につきましても、向こうが撤回したのであるから、そうはいうものの、これは適正な考慮を払うほうが、中止するほうがベターだと、先ほど申しましたように、日ソ国交上の利益という親善関係増進のために意義のあることとして中止をしたというのでございます。それから、その辺の考え方については、わがほうの主張を受け入れたもの、かように私は考えておるわけでございます。

それから、何ゆえにこういう時期においてこういうことをやったのかということについては、いろいろの見方がございまして、まあこちらの要求に對してすみやかにこれに應じてくれたわけでございますから、それはそれといたしまして、なお今後の状況をよく見守っていきたい、こういうふうな

考えております。まあ、私の受けた印象としては、今回ソビエト副首相の一行が来日いたしましたときの感觸から見ても、こうしたことについては、日ソ親善関係ということからいって大いにソ連としても注意深くしなければならぬということとは、強く彼らとしても印象を深くしたのではないかと、こういう印象を受けておるわけでございます。

○石原慎太郎君 日本政府がソビエトに對して抗議をしたその言い分というものは、これは国際的な常識というもので十分考えられるわけでありまして、こういったものを、日本政府の抗議を受けてから彼らが教えられるということは、実際考えられない。当然知ってゐるべきことを承知であえてこういった計画を発表し、そして日本の政府の抗議を踏まえてこれを撤回した。まあ、元手をかきずけにソビエトが外交の上で日本の心証をかせいだということが一番常識的に見られるわけでありすけれども、いずれにしても、単純といひますか露骨といひ、非常に原始的な外交のタクティクスであると言わざるを得ないのであります。すけれども、そのあとモスクワで行なわれました赤城・インコフ会談に——その会談の詳しい内容はつまびらかにされておられません——このソビエトの日本近海における演習の撤回というものが、何らかの形で、条件なり、いわゆる条件の一つのてこなり支点として持ち出された事実があるかどうか。お伺いしたいと思います。

○国務大臣(愛知揆一君) これは、ただいま申しましたように、ソ連側が非常に高度の政治判断からこういうことをやったのか、あるいは担当の人たちがケアレスにこういう計画をしたのか、そういうことはなかなかこれは判断に苦しむところでありす。同時に、先ほど申しましたように、今日の段階で、これに對して、推定をもとにした観測やコメントを政府としてすることは差し控えるべきだと思ひますけれども、ただ、私が率直に今度は日本に与えた影響というものを考えれば、むしろ私は、こういうことが行なわれるのだ

ということに對しては、日本の国民の中では相当これを重大な事柄として受け取ったと感じておるわけでありす。むしろ、日本のこうした種類の問題について、少し日本国民としても、広く言えば国際情勢の推移といひますか、こういう問題に對しての認識をゆり動かされたという効果は私は日本国内にあるのじゃないか。そういう点で、むしろ日本側の今後に処する上において一つの大きな参考資料にする必要があると、こういうふうにとらえてしかるべきじゃないか。私は、個人的な感じをあわせて申し上げますと、そういうふうな受け取ってしかるべきじゃないかと思ひます。

○石原慎太郎君 大臣のおっしゃるとおりでありすけれども、どうも政府なりあるいは与党、こういったものに強い反感を持ち抗議をした人たちが、この問題を、大臣が言われたような形でとらえて、日本人の新しい正当なる防衛意識の造形というふうな形にこれを積極的に役立てるといひますか、そういった啓蒙のことにしてはいないようならみがあると思ひます。私は、将来、日本あるいはソビエト、アメリカをめぐる国際関係、あるいはその他の国をめぐる国際関係の条件にかんづいては、ソビエトがこういった演習を實際に行なう可能性が十分あるという気がいたします。實際に、中共封じ込めの世界戦略というものの一環として、地中海あるいはインド洋で画期的な演習というものを行なうてきておるわけでありすし、そういった軍事的などうか、かつというものを、こにいた世界的政略というものはつきりしたソビエトの意思としてあるわけでありす。将来、これは一つの仮定論でありすけれども、あるいはその仮定というものに政府が軽率に意見を述べられることもいろいろ問題があるかと思ひすけれども、實際に将来に演習が行なわれたとき、あるいは行なわれる可能性が非常に強くなつたとき、そしてその演習が今回のような計画のもとに日本の非常に大きな打撃を与え得るときに、私たちは、国土の、国家の防衛というものに関して一応日米安保体制というものをとっているわけ

であります、そういったものにのつとて、アメリカが、日本のこの種々こうむる打撃というものを防ぐために、直接の発動ではないにしても、安保にのつとつた一つの積極的な意思表示というものをすべきだと思ひますし、また、そういった意思の発動というものを日本が要請すべきだと思ひますが、政府にそういう意思が、おありかどうか。また政府は、それを要請したときにアメリカが動く可能性があるかどうか、それについていかにお考えでいらつしやいますか。

○國務大臣(愛知揆一君) これは今回のこの演習の問題について、そして特に一部においても行なわないで全部が中止になったというふうな経緯から申しまして、これを日本が安保条約上の問題としてアメリカに持ち出すとか、アメリカの反響を政府として特にアメリカに求めているというところは私には行き過ぎたことではないかと思ひます。また、そういう措置をとりませんでしたことは先ほど申し上げたとおりですが、今後、本件に関する限りはそういったことはやらない、あるいはもつと積極的、やるべきでない、こういう態度がしるべき態度ではないかと思ひます。

○石原慎太郎君 そのお答えに對して私はいささか異論があるのですが、たとえ、さきの日米共同コミュニケでうたわれました朝鮮半島における緊張、日米安保体制にとつてそれが非常に大きなモメントになり得るという認識に比べれば、つまり、朝鮮半島をはさむ、もつと物理的に地理的に近いところで、これはまさしく直接——直接に近しい間接で、朝鮮における緊張以上に私たちの生活に実害を与え得る事態が生ずるわけであり、それから、安保が朝鮮半島の緊張に對して発動する可能性のあるのに、日本近海において起つたもつと直接的に被害を与え得る緊張の事態について原則的に基本的な安保を発動させないというお考えがちょっと私おかしいと思ひます。私はむしろ朝鮮半島の緊張もそうであり、これはむしろえれら得るこうした演習に對して、たとえ演習であらうと、それがはつきりした実害を与え得る限

り、日米安保体制にのつとて日米が共同でこれに對して強い姿勢を示す必要が絶対にあります、政府はそうした要請を安保協定を結んでいるアメリカに對して要請すべきだと思ひます。私がソビエトで会いましたジャーナリズム関係の要人、あるいは外務省関係の要人と打ち割つて話をすると、安保条約というものを非常に評価していない。私はNPTにも反対でありますし、日本の核問題について決して私自身の意見を強く言つたことはありませんが、幾つかの事例を並べたサセクションはしたつもりですけれども、そういったものを非常に向こうの人間が強く非難して、私がそれに反論しましたときに、それならばこれは個人的な意見であるが、安保条約ならばいいではないかということを数人の人間が個人的な意見として申しました。私はそこにソビエトの首脳が日米安保というもののに對して持っているほんとうの価値観というものがあらわれていて、私は、ある意味で、今回の演習が行なわれることが望ましいはなかつたのですが、非常に日本の安全保障防衛の問題について非常に大きなことになり得たという感じがいたします。それは、演習がさらに近づき、あるいは一部で行なわれたときに日本の世論はわくでしやうし、その緊張自体が日米安保の一種の踏み絵になつたという感じがいたします。そして、おそろくアメリカは、相手ソビエトである限り、決してこれに對して強い形で臨まなかつたのではないかと、この感じがいたします。それならば安保条約をわざわざわれわれがこまめる必要はないわけでありまして、説明が長くなりますが、アメリカで私はSACあるいはNORADというものを発見して、その機能からいって、日本人の中で、特に政治の立場では自民党、安保を評価している人間たちの、アメリカの核のかさの抑止力、おもにそういったものを通じての抑止力というものを、非常に期待がほとんど間違いないという認識を非常に持つてまいりました。アメリカの核戦略というものの機能は、これはSACにしてもNORADにしても、これは全くアメリカと、アメリカが仮想

敵国視しているソビエトあるいは中国の間に介在するアメリカの友好国に對して働かない。これは明らかにことであるが、それらが何となくあいまいに、なれ合ひ的に評価されたような形になつて、日米安保に限らず、ほかのアジア諸国の安保体制がでさうがっている。その安保体制のひよわさというものをソビエトは十分承知しているわけでありまして、私は今度のソビエトの演習の計画というものは、むしろそういった有名無実の、実質的に内側から崩壊している安保体制というものを日本人に再評価させる一つの筆であつたのかという憶測を持ちました。そこまで行かずにこつたものが撤回されたわけでありまして、けれども、私は共同コミュニケにあらだけのことをうたわれた以上、物理的実害のはるかに多いこういった演習がもし実現されたときには、政府としてのはつきりと日米安保にのつとて、アメリカをインヴォルヴした形で、こういった日本の防衛の姿勢を示すべきだと思ひますが、それについて、やはり先ほどと同じようなお考えでいらつしやいますか、もう一度お伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は今回の演習の問題に限定してお答えをしているわけ、今回の演習は中止された。これがかりに中止されなかつたり、それから、その演習の度合いとか激しさとかいうようなことが日本の独立安全というふうなものに對して非常な脅威を与えるようなものに発展していかどうかというところになると、これは仮定の問題でございまして、そういう場合が起ればまた起こつたときの状況によつて、日米安保条約に限らず、日本としての主体的な立場でそれに対処する方策はおのずからあつたらうかと考えるわけですけれども、日米安保条約を持ち出すまでもなく、日本の外交といひますか、ディプロマティック・チャンネルを通ずるわけが、その正当な合理的な主張がそのまゝ貫徹されたわけでありまして、その過程において、あるいは結果においては、日米安保条約を持ち出すというふうなこと

は、私としては、これは日米安保条約の性格その他からいひましても適當な考え方ではない、私としてはそういうふうに考えるわけでありまして、過去に起こつた事件についてのみ大臣がおつしやる形は、その限りで了解いたしました。これは質問の形から見て、私は先ほど申しましたように、こういった演習計画を再び蒸し返される。実際に、さきの計画とは違ひますが、やはり日本の漁業の操業というものに直接関係のある、いささか遠い公海において、ソビエトが日本の迷惑、被害というものの上で演習を多々行なつてゐるわけでありまして、こういったものがこれから先もつと大きな打撃を与える形で行なわれる可能性がある、私はそう思ひますので、そのために、やはりそういったケースに日米安保というものを発動し得るのだという一つの姿勢、あるいは暗示というものを、はつきりと私はこの機会に何らかの形でソビエトに對して与えておくほうが、将来起こり得るそういったできごとを未然に牽制する意味があるんじゃないかという感じがいたします。

その問題からはずれて、二、三他の問題についてお聞きしたいと思ひますが、政府はすでに調印いたしました核散防条約、前回は二、三質問いたしましたけれども、その後時間の推移があるわけでありまして、まあ問題になつております査察の形、内容について、一番こういったものに利益をかけて関係のあり得る日本なりあるいは西ドイツ、こういった国がどのようなフォームを考えたいか、また、それをいつまでにはつきりした形であらわそうとしてゐるか。すでに外務省に、科学技術庁なり、あるいはその他の専門的な分野の機関との連携の上でそういった附帯の事項についての何かの原案が、おありかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 核防条約につきましては、今後の進め方については、まあ大きく分ければ、前から申しておりましたように、二つの問

題があると思います。

一つは、その核大国の核軍縮等についてのかまへ方、進め方、これの推移を見、そして非核保有国に対する安全保障というような問題がどういふふうにかから考えられ、進められるかという問題が一つあります。これはなかなか政治的な高度の判断を要する問題ではないかと思ひますし、まだその判断を下すべき時期ではないように思ひます。

それからもう一つは、非常に具体的な問題で、平和利用についての査察の問題、このほうは、これは日本としての直接の努力の対象になる問題でもありますし、相当具体的な問題でもありますので、これについては、公平の原則の上に立つて日本が、よく申しますように、たとえばユーラシヤ諸国と実質上平等の待遇を与えられなければならないという点を根拠にした日本の主張がどういふふうにか具体化されるかということについて、いまずでに努力を始めていくわけです。

それから、その後IAEA等についても若干の進め方が見られますので、その現在までの経過、事実関係等については国連局長からとりあえずお答えすることにし、なおもっと専門的な点につきましては、あるいは科学技術庁のほうから御説明したほうがよろしいかと思ひます。

○政府委員(西堀正弘君) いま大臣から申されましたように、実際上の問題といたしまして、批准を進めるといふときには、この保障措置協定等といったものの内容がどうなるかということについては、われわれとして内容を十分に考慮しなければならぬ点でございますので、どのような保障措置協定をIAEAとの間に結ぶかということについては、われわれとしては最も重要視しておる問題でございます。で、御承知のように、IAEAにおきましては、この四月の初めにこの保障措置協定の特別委員会——保障措置協定委員会というものも設置されましたが、したがって、これが今後各国とIAEAが結ぶことになりまます保障措置協定、これについての基本的な考え方というものがあ

は、この委員会で定められていくわけでございます。目下のところ、大体六月の初めころまでにこのIAEAの事務局のほうがこの保障措置協定の基本的な考え方、IAEAとしての保障措置の基本的な考え方を、各加盟国に申しますか、この非拡散条約へのサインをしあれた国に提出することになっておりますけれども、それをわれわれ見まして、そうしてそれに対する——もちろん見解はそれまでもわれわれは非公式にはやっておりますけれども——見解を提出する。そうしてその基本的な考え方に基づきましてIAEAでは各国とこの保障協定の締結交渉をすることになるわけでございます。で、まあおそらくその協定の締結交渉が始まりますのは、ぎりぎりの——と申しますのは、これは三月五日に効力を発生いたしましたので、それから百八十日以内ということになっておりますので、それは八月三十一日になります。したがって八月三十一日ぎりぎりのころに、おそらくこのIAEA事務局とそれから各国との協定締結交渉が始まることになるかとわれわれは考えております。それで、まずこのIAEAといましては、核不拡散条約の原締約国になった国——まあ四十数カ国ございまして、これとこの交渉をまず優先的に進めたいと思ひます。したがって、おそらくは日本、それからまたユーラシヤもそうでございますけれども、及びスイスといった国々との交渉は、おそらくその後になるのじゃないか。これはまあIAEAの事務局の能力から考えましても、原締約国のほうがまず優先されて、その後日本との協定交渉ということになるのじゃないかと思ひます。

もちろん、協定の申しますか、条約の規定上は、日本としていま直ちに保障措置協定の交渉に入らなければならないという義務はないのでございまして、ユーラシヤもそうでございますし、スイスもそうでございますが、日本はこの保障措置協定の内容に非常に重要度を置いておりますので、その実質的な面において、大まかなところ、少なくとも実質的内容が煮詰まっていな

と、これは日本政府の声明においても明らかにいたしましたように、批准できないという立場でございますが、そのわれわれの批准を待たずに、それ以前に日本のこれに対する考え方——この考え方につきましては、いま大臣が申されましたように、保障措置の有効性でありましか平等性でありましか、それから国内の管理制度のできるだけの活用といった点をわが国の立場といたしまして強力に申し、そうして現実にはこれらの国々と並行して非公式な協定交渉はやっていきたい、こう考えております。

○石原慎太郎君 いま、非公式にはすでに会合があり、まあ幾ばくの話し合いが行なわれているというふうなことをおっしゃいましたが、特にどういふ点に力点を置いてその準備というものが進められているのですか。

それから私は、八月という一つのタイム・リミットというのに対して、時間が決して十分にあれば考えられませんが、日本がいま持っている技術のポテンシャルあるいはそれにかからなかった日本の国益、あるいは将来持つであろう日本の技術の開発の可能性、そしてまた、それが開発する国益というものを十二分に守る形での保障措置の協定というものを考える必要が絶対にあると思ひますし、そのためには、もうすでに相当の準備が進んでいて十分という気持はいたしません。が、その非公式の会合の中で、先ほど申しましたように、どのような点に特に力点を置いて議論が行なわれているか、できましたらお答えいたしたいと思ひます。

○政府委員(西堀正弘君) わが国の基本的な方針としては、先ほど大臣が申されましたように、各国との平等性の確保と申しますか、しいて言いますならば、ユーラシヤ諸国がIAEAと結ぶであろうところの協定と比較して実質的に不利でないというところが基本方針でございますけれども、それともう一つは、IAEAの査察を受けるために日本の平和的な原子力の利用が阻害されるという

ようなことがあつてはなりませんので、その査察の簡素化ということがまた一つの柱でございます。したがって、このIAEAの査察員が四六時中あるいはまたきわめてひんぱんにわが国の原子力の平和利用を査察するというようなことでは、これはやはり非常な損害を受けるわけでございますから、これをなるべく、できるだけ計器によるところの査察と申しますか、自動化あるいは機械化、こういった点を一つの非常に重要な点として要請しているわけでございます。要するに、核不拡散条約のもとにおきまますところの査察と申しますのは、日本に入ってくる核燃料が兵器ないしは核爆発のほうに向かないということを保証することでございますから、したがって、日本における核燃料の流れ、これの非常に重要な点において、要するに、兵器ないしは核爆発のほうに向かないことを確保しなければいけません。その核燃料が向かないことを確保すればいいわけでございますから、したがって、これをわれわれ統計的手法と言っているわけでございますが、いま申しましたように、機械化ないし自動化によつて核燃料の流れをチェックすればいいのではないかと。もちろん、IAEAへ日本から出すところのデータをそのまますりファイブと申しますか、認証するということとは、この条約のためからいいますと、できないと思ひます。少なくとも日本から出すところのデータの正確度でございますが、これが正確であるかどうかといったことをチェックする程度のIAEAの査察というものは、これは絶対に必要なんでございます。これは、いまのところはユーラシヤあたりはユーラシヤ独自の査察でもって自分のデータをそのまます認めさせようというふうな要求をしておるようでございますけれども、これはIAEAとしては受け入れられない。これは条約の規定から申しましても、IAEAとしては独自の査察をもつてそのデータが正確であるかどうかといったことは少なくともやらなければならない。したがって、その程度のことは受けなければならないのでございまして、いま申しましたように、できるだ

それからもう一つは、日本の国内における核燃料の流れを要するにチェックするわけでございますから、日本から出すところのデータ、これの信頼性と申しますか、これがはっきりしたものであるということをしてIAEAに信用させるといふ、そのためには日本におけるところの査察技術、これの開発ということを大いにひとつ科学技術庁その他のほうでやっていただかなければ、われわれのIAEAとの交渉、特にIAEAとよその国との間に結ばれますところの協定と比較しての平等性の確保という点からいまして、わが国の国内におけるところの査察技術の開発、この点が非常に重要な問題であります。これは科学技術庁にわれわれとしても十分にひとつ開発に取り組む努力をしていただくようにお願いしておる次第でございます。

実はもう少し技術的に具体的なことをお伺いしたかったんですが、時が進みましたらその時点で詳しくお聞きしたいと思いますけれども、最後に、この核拡散条約に非常にかかり合いのある問題であります、非常に現在の技術が核の面においても高度に進んだために、私たちはいろんな面で概念の修正というものをしいられていると思うのです。特に核兵器というものの拡散を防ぐということを目的にしているこの条約、その趣旨と

いうものは、核兵器というものが、在来の核兵器と異なるといふことは、常識である。もちろん、その核兵器の放射能によって非常に広範囲のかつ長期にわたる被害というものを人類に与えるがゆえに、こういふものの拡散を防ぐ条約が講じられたのである。しかし、実は核というものの、あるいは核兵器というものは、もう非常に進歩して、このNPTというものがある意味でずれているということを証明する技術的水準を招来しておると思います。私は、単に核兵器ということばでよくつてしまった場合に、日本が将来日本の防衛の上で非常に大きな打

撃を受ける可能性がこのNPTの中にあると思うのです。それはつまり、この間申しましたB₁にしても超ウラン元素の核兵器にしても、すでに開発され配備されておる武器も多々あるわけでありまして、そういったものが非常に有効な通常兵器として、考えられ得る段階まで来ておる。つまり、破壊力だけにはほかのナパームあるいはその程度の進んだ火器に比べてはるかにあるが、放射能の被害というものは非常に少ない武器がすでに開発されておるわけであります。将来こういったものに對する技術的なポテンシャルまでを一がいにくくってしまつて抑制するというのが、たとえてみれば、鉄砲をもつて自國の防衛あるいは戰略を考えている國に弓矢で向かうにひとしいような防衛体制というものを日本にしろるような結果になるのではないかという気がいたしますけれども、そういった場合に、NPTにおける核兵器、核というものの概念修正をやはり日本が率先して行なつていたのだかないと、非常に複雑な情勢下にあるこの國の防衛というものが非常に阻喪を來すのではないかと気がいたします。そうならば、私がよく言つておることですが、NPTがノン・プロリクション・アラレンジョンではなくてノン・プロビシエーション——さんげの代償なき条約になつてしまつたおそれが非常にあると思いますけれども、その点について、非常に先のように実はほんとうに短い將來に迫つておる問題だと思ひますので、大臣のお考えをお伺ひして質問を終わります。

○國務大臣(愛知揆一君) これはもう非常にある意味では次元の高い御意見であるし、また、時間的にも非常に長期の展望に立った御意見であると思います。そういう意味におきまして私は教えられるところが非常に大きいように思いますけれども、しかし、現時点において、現内閣としても非核三原則というものを大多數の国民の世論とかコンセンサスの上に立つて政策の基本としておる立場から申しますれば、かねがねの日本的なもの考え方というものは、私は、この核防条約はいろいろの点で不十分ではあるけれども、しか

し、考えておるところのフィロソフィーといいますか、それには相通するものがあるのではなからうか、したがって、現在はやはり核武装というものの全般を一つの問題としてとらえて、そうしてこの核兵器が活用され殺戮の道具に使われることが制限されるように、拡散されないようにということとを、何と申しますか、基本的な考え方として推進していくということに意味があるんじゃないだろうか、こういうふうに考えるわけであります。そう、そういう点からいっても、未来永劫この拡散防止条約が最善なものとも言えないし、また、現に指摘されている欠点以上のいろいろの発想の遠い方を求められるような世の中があるいは来るかもしれない。それはそのときの問題として私は取り上げてしかるべきではないだろうか、たいへん常識的なお答えかもしれませんが、私も、私も私としてもそれはそういう考え方であります。ただ、先ほども言いましたように、具体的に言えば、この当面している批准という問題に対しては非常に慎重でなければならぬし、それから、いつかも申

しましたように、いま展開されておる米ソのSALT交渉、それからこれからの——これからというか、当面しておるいろいろの動きもよく掌握していかなければならない。具体的に平和利用の査察の問題にはつきりした保障を取りつけることだと思いますが、同時に、世界の流動している核を中心としての動きについても十分情勢を掌握していつてこの批准問題というものに対処しなければならぬ、こういうふうに考えます。そのある点においては、石原さんの言われる点についても同じようなやはり考え方の要素がひそんでいるという点も私はあるのじゃないかと思えます。要するに、しかし、非常に大きな核防というものに対して、あるいは日本の防衛というものに対しての、私は言いようによつては、先ほど言ったように、非常に次元の高い、また長期な展望に立つての御意見であると思いますが、現実の当面扱っていく、また対処する問題としては、もう少し現実的に取り扱っていくことが現在の内閣の態度として

ては適切である、こういうふうな考え方を持って
おるわけです。

○石原慎太郎君 一言だけ、誤解を招くと困りますのでお断わりしておきますが、これは決して長期の展望ではなしに、数年のうちにそういう事態が軍事的に来る。可能性ではなしに、実際に事実があるわけでありまして、私が申しましたいわゆる原爆、水爆というカテゴリーをはずれる核兵器というものは、正確に呼べば核兵器には違いないが、しかし、われわれの忌避しなければいかぬと考えているいわゆる水爆、原爆というカテゴリーの核兵器とは違った、そういったわれわれが忌避しなければならぬ有害性というものをほとんど持たない通常兵器として非常に有効な兵器であるということ、つまり概念の混乱というもののもとにこれを規定してしまつと、現実には私たちの防衛というものの機能ははなはだ低下する、そのおそれがあるという意味で申し上げているわけであります。御承知いただけたと思いますけれども、お断わりしておきます。

○杉原荒太君 一つだけお尋ねします。これは大臣からでなくて、担当の事務官からでけっこうです。

最近、ソ連の国内情勢について、何らかわれわれが注意しておらなければならぬようなことがありはせぬかということ、これは私の個人的な感想ですが、それをもって質問するのですが、ソ連の政府や党の要人が病氣だという説があったようですが、それからもう一つは、これまたそれだけにまず限定して言いますと、その要人の病氣説というものは、私は何かの新聞で読んで実は注意しておるのだけれども、それは中川大使あたりからも、情報としては、それは確認した公報が来ておりますか。

○政府委員(有田圭輔君) その病氣説は、コスイギン首相にも川島特使が行かれたときに面会を求めて、これがかぜだということ、その後入院したということ、それから、ポドゴルヌイ最高会議幹部会議長が御承知のように訪日することによ

なっております。これが直前になりました。グリップと申しますか、かぜのためにどうしても来られなかった、たいへん残念であるがキャンセルしたいということを言っていました。これはその前にイランに行っておりまして、イランから帰りまして、非常に暑いところから寒いところへ急に帰ってきて病気がなりました。また、イランに行く前にも少しからだの調子が悪かったのだけれども、イランにはどうしても行かなければならぬということで無理して行かれたということでありまして、そのほか一、二やはり病気で引きこもっておるといふ話がありまして、それにモスクワでも外交筋のうわさになりましたし、新聞等にも書かれましたものですから、たしかソ連の外務省筋でもこれはほんとうに病気の公電は来ておりました。で、これはまず病気ということとは真実であらうということになっております。ただ、いろいろ推測をすればいろいろな推測をされる方もあります。しかし、われわれとして現時点では確かにこれは病気というように考えております。

○杉原荒太君 それ以上私はこういう問題に立ち入りたくはないのです。これは私、一つのごとく参考として聞きたい。レーニンのたしか誕生百年祭が近く来るのじゃないですか。

○政府委員(有田圭輔君) 四月二十二日です。

○杉原荒太君 四月二十日だったですね。それを中心にして何らかことがあるようです。それはどんなことか知らぬが、それは別に情報として外務省では取っておられないのですか。

○政府委員(有田圭輔君) 特に聞いておりません。いろいろ新聞情報があるということは聞いております。

行事といましては、四月二十二日のレーニンの生誕祭が行なわれますし、それから五月一日には御承知のメーデーがございますし、それからその後五月早々、五月七日でしたか、対独戦勝二十五周年記念、これらの行事がございますので、これはいろいろソ連政府のほうでも準備しております。

ます。いろいろ、ソ連の政治局内に異動があるのではないかとというようなうわさも、これは前から流れておったこともありましたが、また、最近になって幹部が病気でであるということに関連していろいろうわさが流れております。ただ、御承知のように、政治局の幹部の中にはかなり老齢の方もございますし、それからまた、かなり以前から健康を害しておられる方もおられますので、そういう意味からして、一部のみに、健康上の理由とかその他の理由で変化があるということは、これは想像し得る事態かも知れませんが、実際の点についての確報と申しますか、そういったニュースはございません。

○委員長(長谷川仁君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(長谷川仁君) 速記をつけて。

他に御発言もなければ、本件に対する質疑は、本日はこの程度といたし、本日これにて散会いたします。

午後四時四十八分散会

四月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本国とアフガニスタン王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(予備審査のための付託は三月五日)

一、日本国政府とフィリピン共和国政府との間の航空業務協定の締結について承認を求めるの件(予備審査のための付託は三月五日)

一、アジア統計研究所の設立及び運営のための援助に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の協定の締結について承認を求めるの件(予備審査のための付託は三月五日)

一、旅券法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十日)

四月十日本委員会に左の案件を付託された。

一、世界連邦建設に関する請願(第一四一七号)

(第一四三〇号)(第一四四七号)(第一四六九号)(第一四八六号)(第一五九五号)(第一五九六号)(第一六二二号)(第一六五六号)

一、中国渡航に加えられる差別的撤廃に関する請願(第一四九六号)(第一四九八号)(第一五六三号)(第一五九七号)

一、日米安保条約廃棄等に関する請願(第一六三三三号)

一、繊維製品の対米輸出自主規制反対に関する請願(第一六七九号)

第一四一七号 昭和四十五年三月二十七日受理
世界連邦建設に関する請願
請願者 京都府乙訓郡長岡町梅ヶ丘三ノ五

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

第一四三〇号 昭和四十五年三月二十七日受理
世界連邦建設に関する請願
請願者 東京都品川区荏原三ノ四ノ二〇

紹介議員 松下 正寿君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

第一四四七号 昭和四十五年三月二十七日受理
世界連邦建設に関する請願
請願者 茨城県北相馬郡取手町台宿三六

紹介議員 河村 一彦
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

第一四六九号 昭和四十五年三月二十八日受理
世界連邦建設に関する請願
請願者 名古屋市昭和区吸場町二ノ二三

紹介議員 西脇忠男
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

第一四八六号 昭和四十五年三月二十八日受理
世界連邦建設に関する請願
請願者 横浜市鶴見区生麦五ノ二二ノ二二

紹介議員 早川和男
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

第一五九五号 昭和四十五年三月三十一日受理
世界連邦建設に関する請願
請願者 東京都江東区富岡一ノ二六ノ九

紹介議員 山本悦子
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

第一五九六号 昭和四十五年三月三十一日受理
世界連邦建設に関する請願
請願者 埼玉県川口市上青木三ノ九二八

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

第一六二二号 昭和四十五年三月三十一日受理
世界連邦建設に関する請願
請願者 東京都板橋区赤塚二ノ三七ノ一八

紹介議員 竹下毅男
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

第一五六六号 昭和四十五年四月一日受理
世界連邦建設に関する請願
請願者 広島市横川町一ノ八ノ二二

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

第一四九六号 昭和四十五年三月三十日受理
中国渡航に加えられる差別的撤廃に関する請願(二通)

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

第一四九六号 昭和四十五年三月三十日受理
中国渡航に加えられる差別的撤廃に関する請願(二通)

請願者 東京都世田谷区桜新町二ノ二

竹内奈那子外十九名

紹介議員 北村 暢君

中国渡航手続きの差別的取扱いを即時撤廃し、法令改正にさいしては差別を拡大し、制限を強化することのないようにされたい。

理由

一、現在中国渡航に際しては、正規の手続きに先だち、事前に「共產圏渡航趣意書」なるものの提出が要求され、他の国々への渡航とは歴然と差別されている。

二、今国会で、現行法が改正され、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ベトナム民主共和国、ドイツ民主共和国など四箇国を除く他の諸国に対しては、「数次往復旅券」が認められ、自由化が進められているが、前記四箇国には、「数次往復旅券」が発給されず、従来からの差別がますます明確になる。朝鮮渡航にはいままでも、一次旅券すらほとんど出されていない。

三、現行法の改正は、「横すべり」に対する罰則規定（改正案「第二十三条第二項」）を新たに追加し、前記四箇国に対しての制限がいつそう強化される。つまり、急な商用などで、政府に「中国行き」の申請手続きをしないで、他の国から中国に渡航したときは罰せられることになる。

第一四九八号 昭和四十五年三月三十日受理
中国渡航に加えられる差別的撤廃に関する請願（九通）

請願者 千葉県船橋市高根町三ノ一 堀田

昭太郎外九十八名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一四九六号と同じである。

第一五六三号 昭和四十五年三月三十日受理
中国渡航に加えられる差別的撤廃に関する請願

請願者 横浜市中区住吉町一ノ六 原欽一

外七名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四九六号と同じである。

第一五九七号 昭和四十五年三月三十一日受理
中国渡航に加えられる差別的撤廃に関する請願（九通）

請願者 横浜市戸塚区川上町四九七ノ二八

谷口寿男外百八十八名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一四九六号と同じである。

第一六三三号 昭和四十五年四月一日受理
日米安保条約廃棄等に関する請願

請願者 神奈川県平塚市平塚一、一三五

義島長七外百二十三名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第二五六号と同じである。

第一六七九号 昭和四十五年四月二日受理

繊維製品の対米輸出自主規制反対に関する請願

請願者 福島市杉妻町一福島県議会議長

横井政吉

紹介議員 松平 勇雄君

世界における自由貿易の基調と、関税及び貿易に関する一般協定の精神を堅持するとともに、わが国産業の発展のため、繊維製品の対米輸出の自主規制に応じないよう強く要望する。

理由

繊維製品の対米輸出自主規制が、安易な妥協によって実施されることになると、わが国の繊維産業にじんだな打撃を与えるばかりでなく、他の分野への拡大も懸念され、中小企業の比重が著しく大きい本県産業に及ぼす悪影響ははかり知れず、県勢振興上まことに憂慮にたえない。

昭和四十五年五月四日印刷

昭和四十五年五月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局